

平成27年第1回西郷村議会定例会

議事日程（6号）

平成27年3月17日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 20号 平成27年度西郷村一般会計予算
- 日程第 2 議案第 21号 平成27年度西郷村墓地特別会計予算
- 日程第 3 議案第 22号 平成27年度西郷村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第 23号 平成27年度西郷村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 24号 平成27年度西郷村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 25号 平成27年度西郷村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 26号 平成27年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第 27号 平成27年度西郷村水道事業会計予算
- 日程第 9 議案第 28号 平成27年度西郷村工業用水道事業会計予算
- 日程第10 議案第 38号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 発委第 1号 西郷村議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第12 西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会委員長報告
- 日程第13 西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会委員長報告
- 追加日程第1 発委第 2号 西郷村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 追加日程第2 発議第 1号 西郷村子育て支援及び高齢者福祉推進基金条例
- 追加日程第3 発議第 2号 西郷村福祉の推進に関する調査特別委員会の設置の件
- 日程第14 請願・陳情に対する委員長報告  
産業建設常任委員会  
請願第 1号 JAグループの自己改革の実現に向けた請願書  
陳情第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の  
陳情について  
文教厚生常任委員会  
陳情第 2号 西郷村の第6期介護保険事業に関する陳情書（要望書）
- 追加日程第4 発議第 3号 JAグループの自己改革の実現に向けた意見書の提出につ  
いて
- 追加日程第5 発議第 4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出  
について
- 追加日程第6 発議第 5号 東京電力福島第一原子力発電所事故による営業損害賠償の継  
続を求める意見書の提出について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第16 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第17 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第18 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第19 議案第14号 指定管理者の指定について（西郷村温泉健康センター）
- 日程第20 議案第15号 指定管理者の指定について（西郷村家族旅行村）

日程第 2 1 延会

・出席議員（16名）

1番 佐藤厚潮君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君	

・欠員（1名）

・欠席議員（1名）

16番 室井清男君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	相川博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	参事兼 健康推進課長	皆川博三君
参事兼 商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	参事兼 企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	参事兼 学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議事局長 兼監査委員 主任書記	松田隆志	主幹兼 次長兼 議事係長 兼監査委員 書記	藤田哲夫
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

会議規則第2条による欠席の届け出者は、16番室井清男君、1名であります。

◎発言の取り消し

○議長（鈴木宏始君） ここで、商工観光課長より発言を求められておりますので、これを許します。商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） 昨日、議案第14号の佐藤議員の質疑に対し、不適切発言をいたしまして訂正させていただきたいと思っております。芝生がきちんと刈り取りされて青く管理されているので、適切な管理だったと答えてしまいました。このことに対しまして、仕様書に違反して管理していたので、不適切な管理だったと訂正させていただきたいと思っております。おわびします。

○議長（鈴木宏始君） ただいま商工観光課長の発言が終わりました。

おはかりいたします。

ただいまの商工観光課長の発言を認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、本日の日程に入ります。

◎議案第20号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、議案第20号に対する質疑を許します。15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） おはようございます。

今議会から会派を結成した村民与党の会という会派を代表して、ここで一般会計当初予算について質疑をいたしたいと思っております。

今年度は財政が厳しいという状況の中で、かなり経常収支比率を気にされたというか、お考えになって、分子である支出をかなり抑えて収支比率を健全化に持ってきているなというふうなことがうかがえますが、何かそれにしても本当に村民の生活、そしてまた、各団体の方々の意欲をそぐような予算編成であったと。そしてまた、本来であれば当然これは控えなきゃならないものについては、逆に増額をしてみたり、新規事業をやってみたりというような形のふうに私には思えました。私も今回というか、今年に入ってから、村議会の議会報告を1月、2月出させていただきましたけれども、その中で西郷村でやっぱり今必要なのはイノベーションだと。もう西郷村の全てのことを変革をしていかないと、これからの西郷村の村民の高齢社会に向けて、あと子育てについてもやはり立派なことはできないと。そのためにはやっぱりイノベーションをやるしかないという形の中で考えております。恐らく私がここでいくら言っても、

村長は100%やる意思はないと思いますが、私は私として自分なりのイノベーションの考え方をここでお話をして、質疑をして、そしてまた、その方向を村民の皆様に分かってほしいということでも質疑をするわけでありませう。

最初に、今回、文化関係の公民館活動については、またPTA活動についても、かなり減額をされました。これは村長の姿勢ですから、これはどうしようもないんですが、村長がいわゆる所信表明で言われた、公民館活動の推進というものとは全く逆行する、言葉と実態が裏腹な状況になっていると見ておりました。そういう中で、私は各団体に対する補助金、これを調べてみますと、かなり広範囲にわたって多額なお金にはなっております。まず、私はこの補助金についてのイノベーションを最初にやるべきだということで今回質疑するんですが、西郷村が外郭団体などに随意契約で発注している小規模な事業委託、契約、また職員がやっている仕事の中でも民間にいわゆるアウトソーシングしてもいいような事務も私はあると思います。そういうものを一般村民、できれば各団体に開放して、そして、その団体の補助金を削減していくという方向に持っていったらどうかとは思っています。例えば、今年の平成27年度予算の中で、体育協会に400万円、西郷村のロードレース大会に300万円、文化関係補助金で42万5,000円、極端に減るんですね。村民登山大会補助金30万円など、たくさんの補助交付団体があります。そのほかにもたくさんありますが、このような西郷村の外郭団体などに発注している随意契約などを、いわゆるこういった団体にアウトソーシングをして、その補助金をカットして、その補助金のカット部分をこのアウトソーシングしたお金で賄ってもらおうという、いわゆる一石二鳥の提案をしたわけでありませう。

今回、西郷村の野球連盟に、野球連盟、体協ですね、こういったところに400万円の補助金しておりますが、そのほかに今度、野球場のいわゆる体育施設の維持管理費、例えば村民野球場、多目的広場、体育館、この清掃業務委託費、これも100万円以上あるんですね。例えばまた村民野球場282万7,000円、今、体協で加盟されている方々が約1,000名いらっしゃるって聞いていましたし、野球連盟も300名からの方がいらっしゃるって。その方々に例えば野球場の草刈り、草取り、朝、試合前に例えば数十名が毎試合ごとに30分間でも草刈りやれば、その野球場の草刈りの業務は外部に委託する必要はないと思うんですね。その委託料をそっくり体協のほうに差し向けると。そうすることによって、その野球団体の方々もグラウンドに対する愛着も増すでしょうし、また、自分たちの活動費は自分たちで賄うという、いわゆる行政と村民が協働したいいわゆる事業になってくると思うんです。全てこういった形の中で、文化団体においても例えばそういうスポーツ団体においても、体育館の例えば清掃業務にしても、例えば体育館を使用した人はみんなで午前、午後9時になったら一斉にみんなでほうきと雑巾持って掃除しましょうよと言えば、またその清掃業務委託費が減ります。その減った部分をその方々に補助金として渡すというふうにしたほうが、私はより効率的ではないのかなと思います。

ということで、教育長にお伺いしますが、あと、総務課長にお伺いします。また、

企画財政課長、お伺いします。こういった提案についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） おはようございます。ご質疑にお答えいたします。

補助金と、そして各団体の活動、これを結びつけて、村の財政、そういうところを考えたらいいのではないかというご趣旨のご質疑かと思えます。

一つ考え方そのものにつきましては、私は前向きに考えていらっしゃるという、そういう評価を持っています。ただ、相手があることでありまして、長年慣習としてやってきたことでもあり、大きく変えることにつきましては、やはり変えるべきことは変えることはそれはいいと思えますが、少し時間をかけながらよく説明をしてということがあろうかと思えます。また、広い意味では協働の村づくりという、そういう趣旨なのかと思えますけれども、今、現実にある部分はそういうことに向かっている、そういうところもあるものですから、そういうところの出し入れとか、そういう具体的なことも考えていく必要があると思っておりますので、お話しいただいたこと、よく考えてみたいというふうに思っています。立場としてはそういう思いです。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

いろんな方向を検討していく必要があるかとは思っています。私自身も変えられるものは変えて、経費を考えていかなくちゃならないとは思っています。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） 外郭団体の補助につきましては、監査の報告にもあるかと思えますけれども、主幹課が補助を出して、主幹課が管理するというのは形ではなくて、外郭団体の団体者側がその補助を受けて、主幹課でその内容を確認して、きちっと精査するというような形をとっていければと思っております。（不規則発言あり）そのような形をとれば、主幹課できちっとその補助の使い道、精査できるようになりますので、そこで補助の使い道を削減なり、きちっと管理できると思っています。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 教育長と総務課長からは的確な、もうそれなりのきちんとした答弁いただきましたけれども、財政課長、ちょっと勘違いされて、私の言っていることがまだのみ込めていなかったのかもしれないんですが、結局その補助金、ただ補助金ということで村が何もしないで補助金を出して、それを何もしないで受け取っているよりも、やはりその団体にそれ相応のやっぱり能力を、汗を流していただいて、その分を村がとりあえずその外郭団体でも外注して発注している村の事業費、委託料、清掃費を団体に野球連盟とか体協に上げることによって、その補助金といわゆる委託料が合体すれば、その補助金も削減して、いわゆるお互いに汗を流すことによって、お互いに行政と自分たちが協働で村の財政に努力しているということが出来るんじゃないかなということなんですね。

これもやはり今回、議会議員定数削減も含めて、やっぱり自分たちが身を切るから

皆さんにも身を切ってくれということでの一つの私はイノベーションだと思います。あとは村長がどのように給与と退職金についての削減を図るかわかりませんが、やはりみずから先頭に立ってやっつけていかなければ村民にそのようなことは押しつけられないし、できないと思います。また、村民の方々の理解も得られないと思います。そういうことで、団体も相手もありますから、どうか検討していただきたいと思っています。

次に、そのイノベーションの2つ目としては、西郷村には各種委員会がたくさんあります。しかし、見てみますと委員会がその報酬として払っているのは1回分くらいの議員の大体日当なんです。日当というか、日当6,500円ですか。しかし、これが実際に今、委員会やっても恐らく、申しわけないですけども、30分、1時間で会議が終えて、恐らく執行部がただ説明をして、委員からはそんなに、突然のお話ですからどういったことでの話し合いもないし、本当の議論というのはされていないと思うんですね。いわゆる形式的なセレモニー的な委員会ばかりだと思うんです。なものですから、こういった委員会のこともやはり改正を私はすべきだと思います。例えばの話なんですけど、年に1回の総会で終わってしまっていると思うんですけども、大体がですね。例えばこれ、いじめ防止対策委員報酬とか、通学区域等審議会委員報酬、幼児教育及び保育に関するいわゆる報酬とか、それから学校支援地域本部委員報酬、放課後児童対策委員報酬、社会教育委員報酬、生涯学習推進本部委員報酬、人材育成基金運営委員会報酬ありますね。こういったものも、やはり例えば社会福祉協議会の中では、みずほ保育園の運営もデイサービスも全て1つの理事会で全部議論されていますね。ですから、こういったものもやはりたった1日1時間で6,500円というものも、私、払うのは高いと思っていますが、やはりそういったものを組み合わせ、数多くしてやったとしても別にそんなに時間的に1日かかるものではないと思うし、ましてや30分、1時間、会合集まって6,500円の費用弁償を払うというのは私は見直すべきだと思います。そういう意味で、この委員会、全ての委員会なんですけど、もう1回全部見直して、やはり支障がないものはトータル的にやれば、また集まった方々もそこでいろんな議論ももっともっと広がるし、逆に言うと縦割りじゃなくて横の審議ができると思うんですね。そういう意味でこの委員会をもう1回全部洗い出して、数限りない委員会ありますから、それを洗い出して集約化して、いわゆる1町歩、2町歩の小さな農家の方々が今、大規模に向かっています。大規模集約して。そういった農地と同じようにやっぱり大規模化していく。できる限り集約化して、その中でやっていけば委員の数も減るし、報酬も減ると思うんですね。ましてやわずか30分、1時間で6,500円払うということもなくなりますから、そういった方向も検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

委員会、それから審議会、おっしゃるように確かにかなりの数ございます。それで、時間的にも1時間とか2時間とか年1回とか、そういう会議もございます。一日、通

常6,500円ということで報酬を支払っておりますが、それに関しましてはちょっと見直しもかけたほうがいいんじゃないかということで、ちょっと話しておりますので、その辺はちょっと1年かけて検討させていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 先ほどのいわゆる体協の問題もそうなんです、これ1年かけてというのは今の時代やはり遅いと思います。やはり例えば教育長が体育協会の会長、役員、議員の秋山さんも矢吹さんもいますが、ちょっと集まってくれよと。ちょっとお茶でも飲もうと。そこでざっくばらんにとどうだと話をしていけば、とんとん拍子でだめならだめ、いいならいい、こうならこうしたほうがいいいろいろなアイデア出ると思うんですね。私、委員会だってそうです。委員会だって、各課長さん、優秀な課長いっぱいいるんですから、各課長さんに集約できるものどうかということで、例えば1週間、10日の間に1回考えてみろと言えば、こんなの1か月でできますよ。民間なら1か月でやっちゃいます。そうしないと、これで年間で何百万円の金が変わってくるだろうし、大変なお金変わります。ですから、そういった悠長に考えるんじゃなくて、村民の税金を1円たりとも早く無駄なものをなくしていくという考え方に立って、できる限り早くやっていただきたいと思います。答弁いいです。あとは黙って見ているので、大丈夫です。

それから、イノベーションの3つ目なんです、例えば相手があることですが、西郷村の文化祭の補助金が今年40万円から10万円削減されて30万円になりました。商工会の地場産業商工祭は98万円から10万円削減され88万円になりました。私、ここで考えたんですが、ならばこの文化祭、地場産業商工祭、これをこの事業を連結して、文化商工祭、または商工文化祭、または村民交流祭として行えば、いわゆる村民の方々の多くが参加してもらえるし、またお互いに文化協会の文化祭も商工祭もまた盛り上がりが違うと思うんですが、そういったいわゆる合体させて商工会、また文化団体の代表者と集まって、そういったことができないか。できていけば、ここで何も予算的に厳しいとかいうんじゃなくて、もっともっと同じ予算で盛り上がったものになると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

商工祭補助金88万円、それにつきましても、私らここで今年サイクルイベントとか、いろいろそういうイベントをやります。そのときにやはり商工祭のほうで88万円という、なかなか少ない金額なんで、それをひとつ先ほど佐藤議員が申されたように、合体してやるということも一つだと思って考えております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私も文化協会の副会長ということでやらせてもらっていますので、また文化祭の実行委員長が教育長ですね。だから、もう十分これは話し合いをして、お互いに支障がないとか、お互いにメリットがあるならば、そういった方向にも

すぐに話を求めますし、話し合いはすぐにしたほうがいいと思いますね。してだめならばやめればいいんだし、話し合いをしてよければ進めたほうがいいと思いますし、そういう意味のイノベーションを私はやるべきだと思います。教育長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

提言をいただきましたので、よく考えてみたいと思います。商工祭には、今もお答えありましたが、商工祭の、それから文化祭には文化祭の目的と意義がそれぞれ持っていますので、そのことを早い時期に話をしながらどうかということでもありますので、そういうこと含めて話をするには意義あるものというふうに思っていますので、機会を見つけてみたいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 次に、西郷観光株式会社の関係に関係してくるんですが、毎年、村民高齢者の、70歳以上ですか、方々の健康の増進ということで温泉利用健康増進事業ということで、村は1,135万円を計上して毎年行っております。この事業なんですが、私ちょっとここ不可解に思っているのは毎年それがきれいにお金が使われてきているんですね。しかし、実際に70歳以上の方が何人そこで利用しているかという、その実態をつかむのはすごく難しいと思います。しかし、現在その70歳以上の方が何人利用しているのか、延べ人数は把握しているでしょうけれども、例えば高齢者が入るときに西郷村民の70歳以上であるという証明書を村が発行をして、その発行証を見せたときに受付の人がそこでその発行証の番号、例えば1,000番とか2,000番とか、そういった番号をメモしておくという、いつ、どここの誰々さんが来て無料券使ったかわかるんですね。そうすると非常に何人が何回利用したかわかると思うんですが、そのようなことをされているかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

高齢者については、高齢者100円なんですけれども、券売機で管理しております。一般入場者については600円、100円という券売機の中にあるものですから。ただ、その中で100円をもうぼんと置いていっちゃう人もいらっしゃるんです。それについては、職員が券売機のほうへ入れてカウントをしているということです。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 全く村民の税金を投入しているという重い責任感を感じれば、そういうその置いていったからどうこうという、その人がもし西郷村民でなかったとしたら、どうなんですか。証明できないでしょう、70歳以上の場合でも。だから、村が例えば無料にするのであれば、例えば今、振って申しわけないんですけれども、健康推進課長、今、福祉課長でもいいんですが、70歳以上の高齢者何人いらっしゃいますか、今、西郷村に。いわゆる無料券を利用できる高齢者は何人いらっしゃいますか。

すか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

70歳以上ということなのですが、ちょっと数字的には持っていないので、お答えできないんですが、65歳以上でしたらば、今3,800人程度でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 3,800人、65歳以上、70歳以上で例えばそこから1,500人と2,000人いたと、例えばですね。2,000人ですが、その2,000人の中で何人利用されているかわかりますか、課長。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） お答えいたします。

70歳以上、平成25年度実績としましては1万6,087人、延べでということですよ。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 先ほど以前にも14番議員も申しましたけれども、無料だからといって温泉に入る人は回数何度も行っているんですよ。私ちょっと若干無茶な話なんです、1人の人が月に10回行くと、大体延べで166人ぐらいなんですよ、1万人になるのは。だから、そうすると実際例えば70歳以上の例えば権利がある人、2,000人いたとしても、その10分の1ぐらいの人しか、この1,100万円は利用していないということもあり得るんですよ。ましてやその置いていっちゃうという、券売機買わないで、そういうものについても実際にその人が本当に西郷村民のいわゆる税金を払って、村の方なのかということも確認できないでしょう。そういうのはやはり私はずさんだと思います。これで1,100万円、1年間ですよ。10年間で1億でしょう。村民の使っているわけですから。ですから、それもまた実際、私の計算だとせいぜい166かな、それで200人くらいしか使っていないと、常時同じ人が。そうすると、10分の1の人のために1,000万円使っていることになっちゃうんですよ。だから、そのことをやはりきちんと西郷村民の方に村民70歳以上の方に、やはり利用するためのその利用証というんですかね、利用証をつくって、そこに通し番号を打って、そして入るときにはその通し番号の番号を見せて入ると。そして、その番号を見たら受付の方が何番とやっていけば、この人は年間何回利用していると。延べでなくて全体の中で何%の人が利用しているかということがわかるわけでしょう。そういったことできないですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） お答えいたします。

先ほどちょっと補足足らなかったんですけども、100円置いていってしまうということだったんですけども、健康推進課のほうで70歳以上についてカードを発行しております、証明書を。それで、いつもそういうもう常連さんになると、前はカード見せてやっていたんですけども（不規則発言あり）名前入っています。それで、

何回も常連さんだと、もう俺知っているだろうというような感じで100円置いていっちゃらしいんです。ただ、同じ人が何回カウントというのはまだうちらでやっていないので、そういう統計もとっていいかとは思いますが。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうすると結局それは温泉健康センターというか、西郷観光株式会社が発行しているんですか、村がですか。村が発行しているのであれば、その方が年間何回利用して、70歳以上の高齢者の中で延べ何名の方が利用しているかわかりますね、把握できますね、そうしますと。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） お答えいたします。

延べ人数、誰が何回ということは把握しておりません。というのは、カードを提示して中へ入っていくものですから、提示して100円の券を買うものですから、ちょっと人数について、その1人が何回ということは把握しておりません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ということはやはり管理としてはずさんですね。これは村として1,000万円の予算をとって、それを管理しているにしてはずさん過ぎますから、やはりその利用証の住所、氏名、年齢、生年月日入って、通し番号入って、来たときに受付でその方の通し番号ぐらいはやはりそこにメモしてもらおうと。そうすればよく村民の利用している方々の今後のいろんな改善もできるし、地域性もわかるし、例えば西郷村内であっても、南部地区とかは少ないけれども、北部地区が多いとかわかるわけですね。そういったもろもろに使えますので、早急にこれはやっていただきたいなと思いますね。例えば同じ人が月に10回行けば年間120回になって、1,000万円を500円ですね、いわゆる負担するのは、お支払いするのは。そうすると、いいですか、500円で2万回ですね、1,000万円ですからね。そうすると、それを1人120回で割ると166人が利用したことになると。若干別々だとしても、しても、せいぜい2,000人以上いる70歳以上の方で利用しているのは、せいぜいもう本当に300人、400人になってしまう可能性もこれはあるわけですから、よくその辺のことを費用対効果も考えて、やっぱり調査をしてやっていただきたいなと思います。ぜひそういったことでの改善策をイノベーションをやっていただきたいなと思います。

それから、これちょっとお聞きしたいんですけれども、昨日の質疑の中で村長が結局、ちゃぼランドの利用について、後藤議員の質疑かな、の中で60%の人がその存続を言っていたというんですが、これ大きなまやかしだと私、思っています。なぜまやかしかというと、これ例えば西郷村に村民税払っている方々は何人いますか、村民税払っている方々。例えば有権者は今1万5,000人いますよね、有権者いますね。有権者って二十以上でしょう。ということは1万5,000人にそのアンケート出したんですか。ちょっとお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） お答えします。

1世帯1枚です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 1世帯1枚出して、例えば5人家族で、じいちゃん、ばあちゃん、息子夫婦、例えば子どもがいて、5人が有権者だったと。すると、その受け取ったおじいちゃんがそれを書けば、その4人の方々の意見というのは反映できるんですか。できないですよ、考え違うんですから。できないですね。だから、本来であればこの1万5,000人にアンケートを出して、例えばどうですかというんならわかるけれども、1世帯1枚だったら、たまたまそれを見た人が書いたとか、暇な人が書いたとなっちゃうんじゃないですか。もしくはその村の温泉管理についてのいわゆる運営について疑問持っている方々が書いたというふうになると思うんですね。そしてまた、一番ここでも大事なんですが、このアンケート結果について、その数は一方的に言うけれども、中身について我々には一切まだ知らされていませんね。また意見もかなり書いたという方がいっぱいいるんですが、全く公表されていないですね。封印されちゃったんです。これを公表するお気持ちはありますか。数についても60%といっても、我々信用できませんから。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） 全て私らでアンケートについてはとってありますので、公表することは可能です。あとは村長と相談して公表するかどうか決めたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 商工観光課のほうにお伺いして見せてくださいと言えば、村民誰でもいいから見られるというふうな方向のものとしていただきたいと思います。かなり反対で意見を考えながら書いたという方もいるんですが、全くそういうの反映されないし、また、そのアンケート方法も1世帯1枚ということは合計7,000枚ぐらいですか、出されたのは。全然そうすると7,000枚のうち回収になったのは何枚ですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） アンケートにつきましては、発送件数が6,857件です。宛先不明で戻ってきたのが25件、有効通数が6,832件です。その中で回答率につきましては41.7%です。その中で（不規則発言あり）2,849通です。それで温泉健康センターが必要と答えた人が61.11%、（不規則発言あり）1,741人、不要35.8%、1,020人、あと判断なし、これが3.9%です。それが45人ですか。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局先ほど申しましたけれども、有権者1万5,000人のうちと考えると、61%という数字はあったとしても、その有権者1万

5,000人の中のわずか1,741人だけが賛成だと言っているだけなんです。1割です、大体。有権者の1割程度ですよ。それでそれが、だからあるから肯定して、それが村民の意思だというふうにするには私は無茶だと思うんですよ。だから、その部分と、あと政治的な部分とのやっぱりものも加味して、これは考えていかなきゃならないものを本当にただ最初から継続ありきの、要するに我々の追究をめぐらし的にこういったことをやったというふうにし、私たちは見ていません。だから、こういったことがいわゆる行政の中で村民からすると、村民の2万人の61%、1万2,000人がそれを例えば賛成しているんだというふうな、そういう言葉の数字のマジックでまやかしているとしたら、私には思えません。だから、こういったことをやっぱり十分もう一度本当に必要かどうか、そのまた意見の中にも本当に的確な意見もあったと思うんです。そういったものを加味しながら、やはり私は今後進めていくべきだろうと思います。そういうことでいいです。そういったことで、オープンに公開できるようにつくっていただきたいと思います。

それから、こういったいわゆる平成27年度当初予算を大幅に削減され、またその新規事業についても抑制しながらやってきているんですが、この西郷村には行政改革推進委員会というのがあるんですが、この行政改革推進委員会に平成27年度当初予算を組む段階で諮問しましたでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） 平成27年度当初予算については、行革の推進委員会のほうには諮問はしておりません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 本来であれば、ここまで削減するのであれば、やはり行政改革推進委員会という目的は、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な村政の実現を推進するため、地方自治法の規定に基づいて、西郷村行政改革推進委員会をつくる、設置するんだということになっております。そういう本来の目的を全然その委員会があっても利用しないというのはちょっと片手落ちだと私は思います。そういう部分が今の村の行政運営のやっぱり欠陥じゃないかなと思っております。責めてもしようがないので、そういったものがあるものはきちんと使ってやっぱり頑張っていたいただきたいと思います。

それから、この間も申したんですが、平成26年の前、平成22年ですか、平成22年の村長選挙で村長が3期目当選されました。そのときに立派なことを申されているんですよ。「阿武隈川の源流がある当村は水環境に恵まれ、豊富な内蔵水力を持っている。水力や太陽光、バイオマスなど新エネルギーの導入を積極的に進めていくため、昨年、西郷村地域新エネルギービジョンを策定したが、その直後に大震災が起きてしまった。これから廃棄物系バイオマスを主としたバイオマス資源の利活用を図り、バイオマスタウン構想を着実に進めていきたい。将来的に地域資源の新たな利活用により農業、観光などの面で新たな雇用創出が期待できる」という立派なお言葉言われるんですが、実は昨年このバイオマス関係の推進のための委員会に予算は若干

ですが、計上したんですね。ところが、今年はこの第2款の6目、そして8節、ここに報償金とあるんですが、これ49ページのこの報償金の欄、ここに昨年が西郷村新エネルギーバイオマス推進委員報酬ということで6万5,000円予算組んだんですね、昨年。今年は何もありません。これ一体どういうことなんですかね、これ。村がどのような方向に向かって、村をつくっていくのか、考えているのか。やっていることと言っていることが全く違うんです。なぜこれ今回予算計上しなかったんですか。昨年度もたった6万5,000円で村長が言ういわゆる「将来的に地域資源の新たな利活用により農業、観光などの面で新たな雇用創出が期待できる」と、ここまで言っていて、昨年度6万5,000円、今年ゼロ、どうなんですか、これ。本気でやる気あるんですか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） 新エネルギービジョン、平成21年策定しまして、その後、やれる部分からやっていこうということで、震災以降でございますが、たしか平成24年度からだったと思いますけれども、西郷村のやれる新エネルギービジョンの中で一番やれる部分として、示されている太陽光発電のほうの補助を予算化してやるということで実施してきました。そのほか震災のこともあって、新エネルギーの教育ということで、自転車による発電のそういった教材なんかも学校に与えて学んでもらうというようなことでやってきました。なお、報償費ここに載っていないということでございますが、そういった新エネルギービジョンに基づいた実施できるものということで実施段階に入っておりますので、そのような委員会の予算は計上しないということで今回計上しませんでした。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 何ていうか、私、これなぜこういうふうなこと言うかということ、村民から見ると、西郷村の将来、これから西郷村が何を求めてどのような村づくりをして、どのような形で住民に福祉の向上につながってくるんだという、いろんな期待があるし、またそれが見えてきてほしいんですね。ところが、それが全く今の村政は見えないし、そう言っていること、これ本当に西郷村の村長選当選した後ですよ、もう5年前ですよ。「これからは廃棄物系バイオマスを主としたバイオマス資源の利活用を図り、バイオマスタウン構想を着実に進めていきたい」というんですよ、着実に。5年過ぎた今そういうことで予算もゼロになってきて、何もバイオマス進んでいないし、やってきていないと。先日、白河市の東でいわゆるきつねうち温泉のお湯をバイオマス使ってやるということで新聞に出ておりましたけれども、5年前にはきつねうち温泉でバイオマス使うという話は全くなかったんですね。課長、この村長はそういう考えがあるのであれば、これどのような形で5年間このバイオマスについては進めてきたんですか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） バイオマスについては、計画策定の段階ではバイオマスに使える西郷村のそういった賦存量の調査も含めて実施しておりますけれども、

畜産農家が多いということでその当時は恐らく国を利用したバイオマスというのが計画に載っていたかと思います。その実施についてはなかなか難しいものですから、今までそういった実施計画をつくるとか、そこまでには至っていない状況で来ました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ということはもう頓挫しているというふうに私は思います。しかし、これおもしろいことに先日、八汐会の八汐会報を見せていただいて、新エネルギービジョン政策のために研修行っているんですね。バイオマスも見てきて、これからバイオマスを進めていくというふうなお話もちよっとあったんですが、そういった八汐会さんのほうでも研修に行っ、こういうバイオマス進めていこうという話の中で、実際、村長、執行部のほうが全くこれ5年前から全然進んでいないというのは、ちょっとこれどうなのかなと。やはり村長というか、やはり行政というのは村民にうそをついてはいけないと思うし、できるものはできる、できないものはできないとやっぱりはっきり言うべきだし、ただ、こういって期待を持たせておいて、きれいなことを言っておいて実際何もやらないというのはこれ無責任過ぎると思うんですね、これ行政そのものが。課長、これ、あれですかね、担当課長としてはこのバイオマス構想については、これから将来的にどのように進めていくお考えですか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） バイオマスでございますが、新エネルギービジョンの中でバイオマスとか小水力発電とか、いろいろ西郷村にとって有効な新エネルギーの計画、それが示されたわけなんですけれども、バイオマスとか、あと小水力発電については、初期投資部分が大きいということで今後、小水力等については進めていくのが大変難しいのではないかと考えております。それで現在、太陽光発電については予算化しておりますけれども、これから進めていく中で太陽光発電を中心に進めていくことが西郷村の新エネルギービジョンの中でも一番推進できるエネルギーなものですから、それらを進めていきたい、こう考えております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 担当課長も進めていきたいといっても、3月31日で定年退職ですよね。だから、課長にこのことを私は付託するわけにもいかないし、強制もできません。しかし、課長が当然、後任のほうにはそれが申し送りなり何か話はされるのかどうかわかりませんが、ただ、以前12番の上田議員も、小水力使って、いわゆる水力発電をどうこうということで、どうなってんだと再三にわたって本会議で言っているけれども、答弁と実態が全く違ってきているんですね。だから、これ、これから新エネルギービジョンというのはこれ西郷村にとっても本当に大事だと思うんですよ、バイオマスに限らずですよ。その中で西郷村にとって一番地の利を生かしたそういったものを何かということをやはりきちんと精査して見つけ出して、それについて向かっていかなきゃならないと思うんです。これ時間、今度11時から休議になりますから、その間に西郷村地域新エネルギービジョンを策定したというんですが、この策定したビジョン策定の資料の写しをできればいただきたいと思います。お願い

いたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き議案第20号に対する質疑を続行いたします。

15番佐藤富男君の質疑に対する答弁を求めますが、その前にただいま休憩中に現在行われている質疑に関する資料を配付しましたので、ご了解ください。

企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） ただいま新エネルギービジョンの概要版を配付させていただきました。この中の6ページに、太陽光エネルギーとそのほかの新エネルギー関係の有効性の一覧表が出ております。この中で西郷村において、太陽光エネルギーの有効性が一番高いということで現在、一般家庭への太陽光の補助を進めている理由でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これを担当課長にこれ以上どうこう言っても、課長も今月いっぱい退職ということになりますので、この辺でやめますが、ただいわゆる行政が5年前に言ったことが全然頓挫して、そのかけらもなくなってしまったということ、やはり行政はそういう村民にやっぱり期待をさせて、その期待を平気で裏切るようなことだけはないようにはしていただきたいというふうに思います。

それで、ちょっとここで私のほうの誤解があつて、ちょっと一部訂正しなきゃならないものが出てくる可能性がありますので、ちょっとお聞きしたいんですが、商工観光課長、いわゆる西郷の指定管理、ちゃぼランドの指定管理について、収入の中に健康増進委託料という1,105万円ですかね、今回計上しております。このお金はこの一般会計からいうと、どの予算に当たるのかちょっと教えていただきたいと思いません。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） お答えいたします。

予算書の91ページ、健康増進費用であります。1,135万円だと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうしますと、私、今ちょっと休議中にちょっと勘違いしていたようなんですが、村で無料券を発行していますね、つづりのやつ。それが今回この1,105万円のやつというふうに理解してよろしいですか。そうすると、村の老人、70歳以上の無料で温泉に入れるというのが条例としてあると聞いているんですが、これ条例ありますか、その無料にするという条例は。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） お答えいたします。

西郷村温泉健康センター設置及び管理条例施行規則の第7条、この村が利用する場合ということ、村内に住所を有する満70歳以上の者が利用する場合ということで載っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうしますと、その条例にのっとって70歳以上の方が温泉を利用するときには入湯税100円だけを納めればよいということで、それは西郷観光株式会社のほうの業務委託の中には、その分については手当というのは全くなしで、それはボランティアということで西郷観光株式会社がやるようになっているんですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） お答えいたします。

この温泉利用健康増進事業委託料の中には、70歳以上無料、あとは障害者無料、あと健康増進費用の無料、この3つが含まれて1,135万円になっております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ということは、この中にいわゆる発行している無料回数券のやつと障害者の関係と70歳以上の無料券のトータル的なものが入っているということですね。そうですか。すると、当然、大人600円かかると。入湯税100円だから、500円は70歳以上の方も一応かかったことにしてカウントして、西郷観光株式会社は後からそれを精算して請求するというパターンなんですね。そうですね。そうすると、その数についてはやはり簡単に（不規則発言あり）ちょっと、じゃ、確認してください。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） お答えします。

先ほど申しましたように、70歳以上については健康推進課で発行しているカードがございます、70歳以上という。それを確認して100円、入湯税だけを納めてもらってやっています。あと、障害者については障害者手帳を出して申請書がありますので、それによって無料になっております。あと、太陽の国とか、そういう社会福祉施設で使用している場合もその申請書を減免ということでやっております。あと、健康増進費用として助成券5枚については、その券をいただいて、それで100円でもらうと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ということはやっぱり健康推進課のほうで、その無料のパスカードですか、それを発行するときに通し番号にするか、または仁平議員も言われたんですけれども、バーコードにしておいてちょっとチェックしてやれば、すぐどここの誰々が何月何日何時から入りましたというのわかりますよね。そうすると、その管理ができるので、やっぱり何らかの方法でそれはやっぱりとるべきだと思います。そして、本当に老人の同じ人が何回も何回も入っていて、本当に限られた一部だけの

方々のためにそのお金を使っているのかどうかということも精査する必要がありますから、ぜひその辺は確認して、我々がいつでもすぐにその内訳を説明できるようにしていただきたいと思います。

次に、観光課長、少し座っていていいんです、もう1回ありますので。実は当初予算の113ページに西郷村観光協会補助金とあるんですよね。これ、まず観光協会の会長、誰ですか、これ。ちょっとお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） お答えいたします。

村長です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村長が自分の団体に補助金を出しているんですね。そうしますと、平成22年度の西郷村観光協会の収支決算書を見ると、収入は会費が89万円ですか、決算額。補助金負担金、村から200万円、事業収入で福島県ふるさと雇用再生特別交付金事業で239万5,674円、雑収入で7,285円で、合計529万2,959円になっているんですね、平成22年度決算です、西郷村観光協会ですね。今回、村のほうの当初予算見ると、そっくり500万円の補助金になっているんですね。そうすると、会費とか、その事業収入とか、雑収入、これらについては全くちょっとどのようになっているか理解できないんですが、その辺いかようになっているのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） お答えいたします。

村からは500万円の補助金をもらいまして、観光協会として、その会員から会費をいただきまして、その中で収支決算やっております。（不規則発言あり）会員、はっきりわからないんですけども、78名くらいだったと思います。はっきりはちょっとあとで資料持ってこないといけないものですから。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これやっぱり私が思うには、お手盛りだと思うんですね。村長が自分が会長やっていて、村長という職で地位にいて、お手盛りで監査委員も指摘していましたよね。補助金というのはやっぱりほとんど補助金でやるのはおかしいだろうと。これ例えば578万円の収入金額のうち500万円の補助金でしょう、村の補助金。おかしくないですか。こんなことは私はちょっと成り立たないと思うんですよね。この500万円のうち、578万円だから600万円ですか、おおむね、のその中で内訳としてその支出項目どのようなの使っているのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） お答えいたします。

監査委員には確かに議員さんお察しのとおり、会長と村長同じではおかしいだろうと。泥棒と警察一緒のような形になっているものですから。ただこれについては私らでも今、改善しようとしております。というのはなかなかその観光協会の会長を受け

るところが今探しているんですけれども、もう3年前ころからもうこういうことは言われておりまして、会長、別なほうへ。ただ、一番最初のその設立当初から会長と村長が一緒はおかしいだろうというのは、私は疑問ありました。ただ、私、そのころ商工観光課にいなかったものですから、ちょっとそのいきさつわかりません。

あと、その内容につきましては、500万円の中で事務費として、花いっぱい運動、これ40万円、赤面山山開き65万円、みずウオーク、これが20万円ですか、あと人件費が235万円、1人の人件費入っております。そのほか、観光PR用としていろいろ使っておりますけれども、主な事業とすればこれが事業内容です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 申しわけないですけれども、本当にこれ村長職をやっている、西郷観光株式会社の取締役やっていると、新甲子温泉開発の社長をやっていると、そういう中でまたこの観光協会の会長やっていると、みんなこれ曖昧になっちゃうんじゃないですか。これ観光事業の振興というのは大事なことですよね。その中で今お話があったんですけれども、会長を受ける人がいないと。私、受けますか、じゃ。私でいいですか。私でよければ受けますよ。いないはずないですよ。観光に対して一生懸命熱意を持っている方、村民はかなりいらっしゃいます。そういう方が本気でやっていると、村長の充て職で兼務でなあなあ式で来たんでは、私はいけないと思いますし、私も見ている限りやはりこの事務員さんの人件費についても、私、申しわけないですけれども、お伺いしたときに逆にお気の毒だと。仕事が本当にこれパソコンの前に向かっていて、あと本当に自分の観光振興についてやっぱり動きたくても動けないような状況なのかな、もっとこうしたいというものがあるんじゃないかな、職員もあるんじゃないかと思っています。そういう中で、会長が村長だから、これは機動力ないですよ。やりにくいんです。だったら、民間活力、指定管理と同じように民間のノウハウ、そのときに税金でご飯食べてきた人ではだめなんですよ、やっぱりこれ。汗を流して自分みずから働いた人でなければ、本当の観光振興なんかできないですよ、これ。現場に触っていると、観光客と常に接しているとか、常に観光地を巡って振興を勉強しているとか、そういう人でなかったらできないです。だから、そういうものを考えると、やっぱり500万円の今言ったように文化関係では本当にもうどんどん削減していくけれども、これを500万円だか600万円のうちに500万円の補助金というのはこれあり得ない。これはやっぱり是正していくべきだと思います。観光課長もこれ今月いっぱいやめちゃうからね、これ、どうしようもないんですけれども。ぜひそういうことも含めて、総務課長、そういうことでよく村民は見ていますから。見ていますよ、議員も見ていますよ。しっかりとその辺はやっぱりやっていただきたいと思っています。いいです、答弁いいです、課長、いいです。

それからもう1点、最後になるんですが、総務課長、お聞きします。

41ページなんですけど、41ページに交際費として、村長交際費が225万円計上されております。非常に村長も情が深いかどうかわかりませんが、お葬式にはまめにお顔出していらっしゃるといってお話聞いていますし、私も見受けています。こ

のお葬式に使う香典料、これは村長交際費からは出していませんよね。お聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

村長交際費から出しておりますのは、西郷村長という肩書で出しております。あと、村長が個人的に出す分は村長を入れずに個人の名前だけで出しております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それで、村長として幾ら出して、幾ら香典料を包んで、村長として行かれる先、お葬式ですね、そういったときにどのように区別されて行っているんですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

通常一般の方、西郷村長として出すのは3,000円でございます。それで、村長が行く場合は、自分で西郷村長分と、それから佐藤正博として村長個人の名前で、その2つを持って行っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうすると、西郷村内の村民の方がもし亡くなったときに全村民を対象に西郷村長として香典を持っていかれているんですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

全村民を対象としておりますが、中には葬儀の形として個人のいろんな事情があって、新聞に出ない方とか、そういった方に関しましては内輪でやるということで香典のほうは持って行っていないケースもございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうしますと、この西郷村長として全村民に香典を持っていくということは、この法律上、これ問題がないのかどうかということと、年間どのくらいこの香典料が使われているか、ちょっとご説明をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

村長交際費220万円ほど毎年度、多分それ前後計上しているかと思いますが、そのうち香典に関しましては70万円くらいになるのかなと。ちょっとはっきりした今、数字持っていませんので、大体それくらいかと思います。

あと、法律上問題はないかということですが、村長の個人名を入れなければ、それに関しては問題ないかと考えております。あと、村長もちろん行くときには自分の名前を入れて、別に包んでおりますので。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ちょっと私、決して行ったから悪いということではないんですけども、そのことが果たしてどのような趣旨でどのような理由でそのような交際費の

中から香典を出して、そしてお葬式に行かれているのか。村民だからということなんでしょうけれども。ただ、これ近隣の例えば白河市長とか、そういう方々もそのような形されていますか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

多分、白河市はそれまではやっていないと思います。県内も市は相当人口も多い、それから、そういった葬儀も多いということで廃止しているところが、ちょっと手元にデータはございませんが、多いかと思います。市はほとんどやっていないかと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 我々議員は年賀状出すこと禁じられていますね。ある村民数人から私もいつも言われるんですが、村長まめにお葬式行っているけれども、あれは選挙運動じゃないのかと言って、村民がやっぱり何人もいらっしゃいました。そういう誤解を招いているんでしょうね。だから、今、白河市はやっていないと。数が多いから少ないからやっていないということかもしれませんけれども。我々やっぱり議員が年賀状出すこと何で禁じられているか（不規則発言あり）だけれども、でも、そういう一般的にそのような形で年賀状なんかも禁じられておりますよね。だから、みんな出すときには個人じゃなくて会社とか何かの形の中で出していると思うんですが、年間70万円の香典料、誤解を招かないように、そして、私は行くなどとは言いません。言わないけれども、やはり村民の税金なので、十分その辺も含めて対応していただければと思います、誤解を招かないように。そういうお話が何件も聞いているものから、お願いいたします。

最後にもう1点だけです。97ページのこれ、報償金ですね。97ページの8節、これ220万円あって、報償金が45万円で、奨励報償金が175万円となっているんですけれども、これ内訳どういう形の報償金になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相川 博君） 15番佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

まず、45万円の内訳でございますが、45万円につきましては、こちら報償金でございますが、不法投棄の監視員、こちら村に15名ほど監視員がおりますが、こちらに対する報償費で3万円45万円、それから奨励報償金でございますが、資源回収奨励金といたしまして、例えば団体等がスポ少とか学校等、PTAとか、そういった資源の回収したときの奨励金としまして、1キロ当たり5円で年間35万キログラムで年間175万円の予算となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番藤田です。議案第20号について質疑をしたいと思います。

まずはじめに、53ページ、防犯灯の設置について当初予算には計上されていない。修繕費として172万8,000円計上されておりますけれども、担当課長にお伺いしますけれども、今年度は各行政区のほうから、そういった要望はなかったのでしょうか、お伺いします。新規ですね。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相川 博君） 4番藤田議員のご質疑にお答えいたします。

防犯灯設置に対する要望関係でございますが、こちらは各行政区の区長さんを通して、4月の行政区長会で毎年ご説明をいたしまして、5月の末までに提出をしていただいております。それらを精査しながら、こちらで優先順位とかもろもろ検討しながら設置している状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今年度の5月に区長のほうから上がった要請を受けて、それで順番決めていくということですが、平成26年度、今現在、新規につけてほしいという要望は上がっていないですか。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

平成26年度、これ2月現在でございますが、年間の要望数が2月現在で69基設置要望がございまして、現在46基設置するとなっております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 平成26年度、69基要望があつてきて、46基はもう設置終了したんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

設置済みでございますので、46基設置するとなっております。先ほど69基と申されましたが、67基でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） ということはまだ要望された67基のうち46基ということは、21基、まだ未定だと、取りつけていないという状況の中で、なぜ今年度当初予算にこれは予算つけなかったんですか。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

平成27年度の当初予算の要求の中では、担当課といたしましては当然住民の安心・安全の観点から従来どおり設置要望はいたしました。ただ、財政事情といいますか、財政担当ヒアリング、村長ヒアリングにおきまして、今年は予算化がつかなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 先ほど来の議員からも出ていましたけれども、本当に住民がこういったせば詰まった、ましてや安全・安心にかかわること、子どもが通学時、本当暗い道を、まだそういうところがたくさんあるわけですよ。そういったところに予算を配置しないで、全然変なこと言っちゃおかしいけれども、道路やなんかのほうを優先して予算をつけるというようなこの当初予算に見られるところがたくさん出ています。まず、こういったところをはじめにやっぱり住民の要求を受けて予算をつけるべきだと私は思うんですけども、担当課では予算を上げたけれども、査定で切られたということなんでしょうけれども、6月補正予算もあるんで、ぜひこういったところは村民の安心・安全のためにやっぱりもう一度補正で上げていただいて、そういったところは優先で設置していただきたいなと思います。

次、行きます。

それでは57ページ、役務費です、節の12、役務費ですけども、放射線物質除染対策事業費ということで、ちょっとお伺いしたいんですけども、私これ一般質問の中でも取り上げましたけれども、追原にある村民のキャンプ場、なぜあそこなのかということでもう一度お伺いしたいんですけども。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○参事兼放射能対策課長（藤田雄二君） 4番藤田議員のご質疑にお答え申し上げます。

一般質問でも答えはしましたが、公共施設ということで村民に率先して地域のためにお貸しするのが当たり前だと私も考えております。ただ、その中で一時保管場所として心配なのが、そういった浸水とか、放射能物質に対する住民の不安、この2つだと思っております。ただ、一時保管については、村内に三十数か所設置しております。これらについては、事故1件もございません。ただ心配なだけで、地域のために皆さんお貸ししますよと率先して貸してくれる住民の方もおります。その中で公共施設がそういったものがあるのにもかかわらず、地域のためにお貸しできないというのは不自然だということで、私どもはキャンプ場を生涯学習課のほうにお願いして使用させてくれないかということで管理は万全にするからということで、そういった観点から追原のあそこのキャンプ場を一時保管場所として選定しました。いろいろご心配はあると思いますが、管理者としてはきちっと管理をしますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 公共施設だということで、あそこを利用したいということですけども、あそこは村民の憩いの場所でもあります。さらには西の郷遊歩道の入り口ということもありまして、多くの村外からの観光客も訪れます。今、先だっても話したと思うんですけども、キャンプ場も本当に村民の憩いの場所なので、今、憩いの場所と言われるところ、村民の憩いの場所そんなにはないんですよ、そういった場所が。ましてやこの放射能の風評払拭ということで騒がれておりますけれども、あそこ

に観光客が来るということはやっぱり放射能やばいんだと、まだたくさんあるんだというイメージを持つ方もたくさんいると思うんですね。まるきりあそこ上がり口ですから、遊歩道の。それと、災害は一般質問の中では、8・27のときも大丈夫だったと言われましたけれども、今いろんなもう集中豪雨、ましてあの河川のすぐそばですからね、あそこは。あれがもし流れたとなれば、これ絶対ないとはあり得ないわけですね。多くの村民、近くの人から聞きますけれども、何であそこなんだと。本当に追原地区内を歩いたのかというようなことも聞かれるので、そういった面でどうしてもあそこ強行するのかどうなのかお伺いしたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 4番議員、答弁、午後からでいい。

これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後0時59分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き議案第20号に対する質疑を続行いたします。

4番藤田節夫君の質疑に対する答弁を求めます。放射能対策課長。

○参事兼放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

いろんな心配、そういった懸念があるにもかかわらず強制をするのかというご質問でございますが、強制する気はございません。あくまでも地域の方と話し合って納得をしていただいて設置をするつもりではございますが、先ほど議員が質疑をいただきましたが、観光客、それから地元の住民、どちらを優先するのかということであれば、やはり地元の住民を優先させて、観光客には大変申しわけないんですが、除染が終わるまで我慢していただくと。そういうことで一番いい案として、キャンプ場を最初にやった場合、置くところがない。現場に保管しても結局は同じことになるので、住民のために一度保管して、最終的にキャンプ場を除染をして、きれいにした後、みんなに開放するというような形をとるのが一番いいのかなと思っております。そういった懸念が持たれますが、十分に管理をして心配のないように一時保管を村で完全に業者とともに管理をしていただきますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） まず、住民のために除染がいち早くやらなくちゃいけないということは、私も当然理解しておりますけれども、観光客は後だと言いますけれども、今4月から行われるDCキャンペーンですか、そういった関係もあるので、やはりできるならばキャンプ場を一番最初に除染をして、それで皆さんに使っていただくと。これ1か月、2か月だったら、何とかお客さん来る前にとお思いますけれども、半年ぐらいは最低置くことになるので、そういったことになれば一シーズン、あそこで皆さん、憩いの場として使えないと。さらにはお客さんが、何度も言うけれども、観光客があそこを利用するということなので、できればもう一度本当追原部落内でもいいので、

もう少し当たれば私はあると思うんですね、貸してくれる場所が。当然、遊休地なんかもありますし、部落内には。そういった意味ではもう一度考えて、場所を変更していただきたいなと思います。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○参事兼放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

これから、ほかの場所を探すとなれば、当然、私が一般質問で答弁したとおり、平成27年度の早期完成を目指してということで、一般の住宅については。そういった目標がまた少し崩れかねないので、何とか今のキャンプ場でいろんな置き方を工夫して、観光客、遊歩道の使用に支障のないようにレイアウトを考えて、一時保管をしていきたいと考えておりますので、何とぞご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） そういつて強く言うんならあれですけども、いずれにしても先ほども言いましたとおり、どんな災害起きるかわからない。場所的にはあそこはもう大きな洪水なれば流されちゃうという危険性はあるんですよ、ほかのところよりは。そういった意味ではもう一度考慮していただきたいと申し述べまして、次の質疑に移りたいと思います。

次に、107ページ、林業費の関係で、107ページの節の13、委託料、植樹祭運營業務、これ150万円計上されておりますけれども、この内容をお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） 藤田議員の質疑にお答えいたします。

平成27年度につきまして、西白河地方の植樹祭を西郷村でやる予定となっております。その中で運営、例えばテントの設営であったり、総合司会だったり、そのような形を式の運営を委託したいと思っております、その中です。場所につきましては、今のところ予定としましては、堀川ダムの公園、ダムの湛水地の上流部に当たるんですが、そこの公園を予定しております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 了解しました。

次に、117ページの13、委託料、支障木伐採処分業務とありますけれども、これはどういった場所を指すのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 藤田議員のご質疑にお答えします。

13、委託料、支障木伐採処分業務でございますが、こちらの業務としまして、道路のほうにはみ出ているというか、かぶっている樹木関係の部分を伐採しまして、こちらのほうの処分をいたす業務でございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 道路にかぶっている木ということなんでしょうけれども、これも一つ、冬期間に結局そういった木が道路沿線上に結構ありますよね。それで、日が

当たらず凍っちゃっている、何日間も。そういった場所をやはりそういった地主  
というか、木の持ち主にやっぱりお伺い立てて、そういった箇所を、結構あれで事故  
起こしたり、滑って、する箇所が相当ありますので、そういったところもできればや  
っていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

基本的には道路の交通上に支障がある場合という形を考えてございます。それで、  
どうしても日陰の部分で凍結のおそれがあるという場合につきましては、その樹木の  
所有者の方の同意、あと行政区のほうの要望等、そちらのほうを勘案しながら検討し  
ていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） そういった意味では大変危険な箇所が相当あります。塩カリ置い  
たりしてありますけれども、あれも結局、袋を破るナイフ等を持っていないと、すぐ  
に使用できないというか、塩カリもまくことができないという状況なので、そういっ  
た箇所なくなれば、相当なくなってはきていますけれども、そういった意味ではもう  
一つ点検をしながら、地主というか、その材木持ち主と相談をして伐採なりしてい  
ただきたいと思っておりますので、その辺よろしくをお願いします。ありがとうございます。

次に、131ページ、特別推進事業費の中で7番、賃金、ここに学校支援員  
745万4,000円ありますけれども、これはどういった業務をなさるのでしょ  
うか。お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高橋廣志君） 藤田議員のご質疑にお答えいたします。

賃金の学校支援関係でありますけれども、教室内にあります子どもたちの世話とい  
うことで計上しております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いまいちちょっとわからなかったんですけども、教室内の業務  
のお手伝いということで具体的にはどんなことをやるんでしょうか。これ各学校1名  
という予算なんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高橋廣志君） お答えいたします。

教室内にどうしても手のかかる子どもがおりますので、その子に携わるということ  
で配置しております。全部で8人配置しております。各学校というよりも必要な学校  
に8人配置する予定になっております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） わかりました。私はこの中に学校支援ということなので、学校図  
書司書の配置の予算かなと思ったんですけども、12月定例議会で一般質問、私し

ましたけれども、その中で教育長は平成27年度もぜひこの今4名ですか、緊急雇用で対処してきたところだと思うんですけども、そういった中で教育長の答弁は、来年度もぜひ2校に1校という割合で継続して何らかの形で予算をつけていきたいというお話がありましたですけども、それは来年度は予算化されていないのでしょうか。お願いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答え申し上げます。

学校支援員と、それから司書補の件です。前の議会のときに4名おりますというお話を申し上げまして、ほぼ2分の1の学校に入っているんで、さらにとりょうな思いをということで述べ申し上げたところでした。支援員全体が緊急雇用の制度の中に乗っかっておりましたものですから、この年明けになりまして、緊急雇用制度そのものが教育に関しては適用しないという通知が入ってきまして、想定していた支援員にこの支援員を確保するということができなくなったわけです。その分を当初予算の中で村単費で措置をしていただきまして、そちらのほうに使ったものですから、今のところ司書のほうはそこが3名、1名は確保しているんですが、3名について従来、緊急雇用でやって措置していただいていた部分、そこが今できていないということで、そのことを今後も2分の1ぐらいの学校にはということで措置を考えていこうというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 結論的にいうと、1名しか今確保されていないということですか。前回の教育長の答弁では何とか2分の1、2校に1校程度でやっていきたいと。私も学校見て回りましたけれども、やはり支援員がいるといたないでは相当学校図書も乱れるというか、1人では年間に8校もあるということなので、1人でとてもとてもこれは難しいかなと。図書司書がいると、いるだけで相当もう読書率も上がっていますし、本に親しむ、子どもたちが。そういった意味ではぜひ今必要な人材かなと、部署かなと思うんですけども。教育長もわかるとおり、白河市内では市内の学校全てにもう配置していきたいと、もう既に配置はしています学校もありますけれども、そういった意味。さらには県のほうでも福島県内の学校にしていきたいと。なぜかという、それだけやっぱり子どもたちには重要な位置を占めていると私は思うんですよね。だから、そういった意味で何とかこの辺も本当に子どもとか、村民の安全とか、そういったところが切られている、今回の当初予算では。それが何か情けないというか、本当村民のための予算だったのかなと思うんですけども、考えていきたいと、この図書司書についても。考えていくといっても、今いる頑張ってやってこられた方たちも行き場所がなくなるというか、そういった意味では子どもにも影響はあるし、ぜひ一般質問の中でも答弁ありましたけれども、財政調整基金などもそれなりに余裕があるというような答弁もしていますので、そういったところ含めてやっぱり子どもとか村民のためには、そういったお金は惜しまないでやっていただきたいと思うんですけども、教育長の意見をお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答え申し上げます。

藤田議員がおっしゃられておられますそのお気持ち、私全く同感です。子どもたちにはやっぱり読書活動を推進していく、そういうことの一つの子どもたちにとっての身近な直接的なかかわりと指導をしていただけるのが司書だというふうに思っております。ただ、先ほど課長から話がありましたように、学校における授業等教育活動の中で特別に支援を要する子どもたちがいる、そういう現状の中でどちらをとということになったときには、今年度はそちらのほうを優先させていただいて措置をしたということでもあります。また、今年度の中で司書補のことについての措置ができるようお願いを続けてしていきたいというふうに思っておりますし、そういう措置を願っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 支援事業と学校図書司書の配置とどちらかをではなくて、どちらもやっぱりそういった予算をつけてやるべきだと私は思うんです。こっちがだめだから、こっちなんていう問題じゃなくて、先ほど言ったとおり、金が全然ゼロだということならわかりますけれども、そういった意味ではそういったお金もあるので、ぜひそれを流用していただいて、ぜひ続けていっていただきたいなと思います。答弁はオーケーです。

以上で質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありますか。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番、議案第20号について質疑をしたいと思います。

当初予算の予算に関する説明書及びその資料の中で質疑をしたいと思います。

第4款衛生費、第1項の保健衛生費の中で、報償費の中から、あとは旅費、需用費、委託料、役務費等々でございまして、この中で、からだの学校事業費ということで予算が計上されていますけれども、まず、この事業内容をお示ししていただきたいなというふうに思います。89ページです、失礼しました。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） 12番上田議員のご質疑にお答えいたします。

からだの学校という事業の内容でございしますが、ちょっと今、資料見つからなかったんで申しわけないんですが、一応この事業でございしますが、皆さんご存じかもしれませんが、白河厚生病院のほうに総合診療アカデミーという学校、お医者さんの学校ができるわけございまして、その学校は今、何ていいますか、総合医の研修機関というような学校でございまして、この学校を県立医大のほうからお医者さんが来て、厚生連のほうで寄附講座を開いて、そこで実施するというようなアカデミーでございまして、その連携をして、村民の健康といいますか、医療の状況とか、そういうふうな部分を捉えまして解析をして、それを村の健康推進に役立てていくというような概略で申しますと、そんなような内容になっております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 白河厚生病院の中に総合診療医の育成する学校を立ち上げて、それと連携をして、村民の健康につないでいくということによろしいですかね。ただ、ちょっと気になる部分もあったものですから、村民の健康につながるものであれば、私は以前から申し上げているように、大いにやるべきものかなというふうに思っております。まず、今回この議会の資料いただいたときに非常に気になったものですから、この予算要求に係る積算根拠の内訳書ということで資料請求いたしまして、この部分の明細をいただいたんですけれども、この明細を見ていてちょっと気になった部分が、まず、これ村の単独予算でやるものなのか、そこをまずお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） 当初予算は単独で計上してございますが、一応、本年度からの補助事業の部分での予算要求をしているところで、補助が決まれば歳入のほう、補助金のほう計上していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今年度分は村単独の持ち出しということで今説明いただいたんですけれども、この明細書見ているとかなり総額で1,046万6,000円ですか、予算が上がっているのが。そうですね、1,046万6,000円。この大きな金額を最初に単独で出していくと。これは県のほうで認められれば補助として戻りがあるんですか。まず、そこも確認します。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） お答えします。

平成27年度で要求していますので、決まれば平成27年度の夏場に国のほうのヒアリングがありますので、そこで通ればつくということになります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 平成27年度の夏場に補助が認定されれば補助が入ってくると。これは補助率とかいろいろあるんでしょうけれども。ただ、その補助が決まった段階でこれは踏み出すべきじゃなかったのかなというふうに思うところもあります。この内容見ていると、ちょっと疑問に持つところがいろいろあります。まず、事業費の中で健康手帳、健康カード、端末用記録用紙、ラベルシートとか等々、こういう細かいもののお金が計上されています。手帳なんか500冊ということで、多分これ500人対象にやっていくのかなというのがございます。あとは役務費として学校の事業費として、いろんな通信費とかがございまして、委託料としまして、からだの学校事業費、キオスク端末保守ということで金額、このキオスクというのは一体何なのか、駅の売店なのかなと思ってちょっと調べてみたんですけれども、これ読み取り機ですね、いわゆる。よく病院の中に置いてある診察カードを読み取ってというその読み取り機と同じ考えでいいのかなというふうに理解しています。その下の今度、使用料及び賃料ということで、手帳サーバー保守とか、DBサーバー用OSとかって、これデータベースサーバーと読みかえていいのかなというふうに思っていますけれども。要

するにこれは今年度この1,046万6,000円のお金をかけて、いわゆるそのデータベースを構築するための予算なのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） はい、そのとおりです。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 村民の方に、この手帳の冊数からいけば500人の方をお願いをして、その方の健康状態をデータベース化をして、それを今度村民の方に返していくというような事業と理解してよろしいですか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） 若干違うかもしれないですが、基本的にはいろんな部分のデータを蓄積しまして、その部分をデータベース化して、それを役立てていくという方向には違いないと思うんですけども。あとは先ほど言ったアカデミーの先生なんか地域に出てきて、総合医の研修の一環でもあるわけなんですけど、そういうふうなところで健康教育講座とかも開催しますし、最終的には一部といいますか、段階的に全村民という部分は一遍には行けないものですから、部分的に人数を限定してやっていって、それを拡大していって最終的にはそのデータベースを構築して、それを村民の方に全員に役立てるような仕組みをつくっていくというふうなことになるかと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今話を聞いていてちょっと前のこと思い出したんですけども、以前に健診データ、あとは国保で管理している医療レセプト、それを県立医大の先生が突合してデータベースをつかったというような記憶がございます。それと同じようなことをまたやられるのかなと思うんですけども、ただ、そのときのデータというのは恐らく住民健診ではなくて特定検診の部分なのかな、住民健診だったのかな、その健診のデータと医療レセプターも村で管理しているのは国保関係だけでしょうか、そのデータを突合していって、いろいろデータベース化されたと思うんですけども、そのときのことの村民に対してどういうお返しがあったのかということなんですけども。何というか、私が記憶している限りではいろいろなデータを持っていて解析をいただいた。そのことが村民に十分に戻っていないんじゃないか。いわゆる健康につながるために、こうしましょう、ああしましょうといろんなアドバイスにつながっているのかなという部分があったものですから、その部分はどうですかね。前やったのと同じような内容で、同じというふうに理解をしていいのか。それと、以前にやったその県立医大の先生がやってくれたやつ村民に対するお返しというのはどうだったのか、わかればお答えください。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） 以前にやられたというのは国保の診療データをもとに分析をされた。それは県立医大の先生でした。その部分を十分生かし切れてい

るかどうかという、まだそれは生かされていないような状況です。結果は平成24年度でしたか、ちょっと記憶があれなんです、平成24年度には完了したかと思えます。それは村民のうち国民健康保険のほうの医療の人の分に関して、そのようなことが行われました。今回も多分分析するにはそのようなデータを使うという点では同じだと思います。あとは現実的に厚生病院なりにかかっている人の社会保険の人も一部入ってくるだろうとは思いますが、最終的にはもう少し国保の被保険者ばかりではなくて、広い意味でのデータ収集を図っていくと。何よりも違うのは前回の部分はその分析で終わった部分なんです、今回の部分はそれに加えて、それを利活用するようなデータベースを構築したりしていくというところが違いがあるとは思いますが。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今申し上げましたように、平成24年度に県立医大の先生がデータを解析してくれたものが完了しているということで、それがまだ十分に村民の方にはお返しし切れていないというお話でしたよね。さらに、今回のこの予算のとり方というのは、いわゆる国保だけではなくて、社会保険、後期高齢、国保の方、そのほかの保険に加入されている方々の全ての網羅していくようなデータベースを構築していくというようなお話なのかなというふうに理解をするわけです。ただ、その中で今、平成24年度に完了した事業の部分で問題になっている、村民の方にどういうふうにお返しをするのかというところが一番気になるところです。せっかくこれだけのお金を使っているいろいろなことをやるのであれば、きちんと返す方法も議論しなければならないのかなというふうに思うんです。今回この予算の明細を見ると、報償費と旅費の中で医師報償2万円で12回、あとは旅費で担当者会議で5万円掛ける2万円の12回ということであるんですけども、この部分はこれは村民にお返しする部分ではなくて、このデータをつくっていくための協議のための予算なのか。それとも、データがある程度構築されてきたときのための医者というか、その担当者が各村民の方にお返しするための予算計上なのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

この予算は平成27年度、お医者さんがこちらに来て、それでいろいろと構築に関して、打ち合わせ、協議とかをしなくちゃなりませんから、その部分に対するものでございます。

それから、先ほどの従前のデータを調査した結果でございますが、それらも、もし今回の部分で活用することは不可能ではないと思っておりますので、それもあわせて考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 何となく姿が見えてきたんですけども、一番はやはりこのデータを構築していったら、いかにお返しするのかというところだと思うんです。平成

24年度も、しつこいようですけれども、まだ十分にお返し切れしていないということで、ここに走るに当たって一番気になるのはやはりどうやって村民の方に健康を保つために、このデータをもとにした健康管理を戻していくのか、その部分だと思うんです。それにはやはりマンパワーが必要なのかなというふうに理解をするんですよね。ということは、要するにこのデータをつくり上げるのにもやはりある程度の人数も必要だろうと思います。そして、村民の方にお返しするのにもやはりある程度の人数が必要になってくるというふうに思うんです。その辺はどのようにお考えになっていいますかね。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○参事兼健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

最終的には議員のおっしゃるとおり、人が人を診るわけですから、マンパワーは当然必要になると思います。これ、いかに合理的にそういうふうな仕組みをつくったといたしましても、最終的にはじかに村民のほうにいかに出していくかという部分で、健康教育の部分が最終的には残っていくというふうに考えております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） さらにしつこくお話をしたいなと思うんですけれども、要するに平成24年に完了したやつがいまだに返し切れしていない。そして、新たにまた今年データを構築していく。なおかつ1,000万円も超えるようなお金を出すということで、一番、私、心配するのはこれ見ていて思ったのは、いわゆるこの産学と行政の関係だと思うんですけれども、いわゆる行政のほうでいろんな住民の健康データとかデータを提供する。それが今度、学者のほうでいろいろ研究をする。それが今度、産業界に流れて、いわゆる健康産業のほうに特化していってしまうんじゃないかなと思うんですよ。そこにつながる可能性があるんじゃないかと心配します。それはどのように防ぐのかという部分だと思うんですけれども、要するにそれは防ぎようがないと思うんですよね。以前にも申し上げましたように、特保が始まったときにいわゆる保健の栄養食品とか、そういうほうに特化したもので決して住民のものにはならないと言ったつもりなんですけれども、お話をしたことありますけれども、今の市場原理を見ていると、まさにそうですよね。特保食品がいろいろ出てきている。それが本当に体にいいのかというと、決してそうではない。飲み合わせによっては、反対に体に害を及ぼすものもある、そういうことが今言われている。しかしながら、どのメディアもそういうことは報道していないんです。これは唯一報道したのは、先々週の私どもが出している赤旗日曜版の中に出ていました。健康食品の飲みあわせによって、反対に体に害を及ぼす部分がありますよということが、そういうことが十分に伝わらないままに、いわゆる産業界と学者と行政が癒着、癒着ではないですけれども、つながっていくことによって、そういう弊害が生まれてくる可能性もあるわけですよね。そこは十分に注意しなければならないと思うんですけれども。

あとはいわゆる今申し上げましたそのマンパワーの部分です。以前にもここでお話ししましたように、岩手県の沢内村では保健師が本当に腰まで雪の中をかき分けて健

診に向かっていく。そういう保健師を沢内は何人か抱えていたがゆえに、日本一の村づくりができたわけです。村においては、その保健師の増員というのを、以前から私ここで申し上げていますが、いわゆるこのデータ解析するにもかなりの人数が必要になってくるんじゃないかと思うんです。これが保健師やるのか、一般職員がやるのかわかりませんが、ただ、このデータを構築して今度分析をして、いかにそれが村民の健康につながるか。それをお返しするためにはやはり保健師が必要になってくると。その辺のお考えというのはどうなんですかね。保健師を平成27年度もしくは平成28年度から増やす考えがあるのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 上田議員のご質疑にお答えいたします。

保健師、去年、実は臨時に募集をかけました。それで実際応募がありましたのが2人という状況で、1名はちょっと試験の途中で外しまして、残り1名ということになったんですが、去年1名採る予定でしたが、採用には至っておりません。それで、今後につきましては、今のところ未定ですが、先ほどのデータの関係、保健師もございますが、一般職でデータの打ち込みとか、そういったものをできる方という話もございますので、採用に関しましてはまだ決まっておりますが、検討していきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、応募かけて2人が応募されて、1人が外して、結局は採用に至らなかったという答弁なんですけれども、いいですか。以前から言っているように、今、西郷村民というのは2万人弱ですよ。その2万人弱に対して、保健系の保健師というのは今3人ですよ、違いますか。介護保険系のほうに1人いますよね。課長、これで間違いはないかい。いいんですね。2万人弱に対して保健系が3人、介護保険系で1人と、この人数で決して足りると思わないんですよ。ましてやこのデータ解析をして、この大きなデータが出てくるわけですよ、今度。それを村民にお返ししようとしたときに、3人、1人のこの人数できちんとお返しできると思えないんですよ。そうすると、また平成24年度に完了したそのせっかく県立医大の先生につくってもらったものと同じように蔵の中に入ってしまう可能性があるんじゃないですか。どうですか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

保健師、退職がございまして、大体ずっと4名前後で、一時5名いたかと思うんですが、やってきた中で保健師、それ退職者の分は補充していかなくてはならないということでやってきたんですが、若干現在1名少ない状態ですが、上田さんおっしゃっているその詳しくはわかりませんが、住民の訪問等も考えての話かと思うんですが、それには保健師は少ない状況であるかとは考えております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私、このマイク使ってリップサービスするつもりはございませ

ん。今の保健師3人に対しても、もっともっと村内歩けと言いたくなる、言いたいんですよ。しかしながら、実質は歩けないというのわかります。日常の業務に追われちゃって、この3人、介護のほうも入れて4人ですか、この4人というのはもう日常の業務に追われてしまって、村内歩きたくたって歩けないという実情があるというのは理解しています。そういった中で、さらにこういう事業やるに当たって、今の人数でやれと言ってもなかなか難しい。その中で1,000万円も超えるような予算を使って、さらにそのデータをいいデータをつくり上げていくのであれば、そのこともきちんと補充しなければならないと思うんです。そのことができないのであれば、私はこれはやるべきじゃないと思います。

それと、今、健康推進課長に黙って私、聞いていましたけれども、実際この予算について、いろいろ調べてみました。これは福島県が医療介護総合確保促進法に基づく福島県計画ということで、この原発災害によって国から来たお金を県のほうが基金をつかって、その基金をもとにこの事業をやりなさいよという、市町村におろしてくるような話ですよ。これを見ていると、このデータ構築するよりも、私は今言われたように、総合診療医という部分で厚生病院と連携をしてやっていく。そうしたら、さらにこの内容を見ていると、医療機能強化ということで診療所の部分も出てきているんです、この基金の中に。そのデータ構築よりも、まず私は村に厚生病院なり、県立医大とそのほかの病院と連携をとれる診療所をつくるべきじゃないかと思うんです、この基金を活用して。これは事業内容についても若干の違いあるみたいですが、補助率は3分の2ですよ。まず今そこに特化すべきじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

担当のほうは健康推進課になるかと思いますが、健康推進課との相談で考慮していく形になるかと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 答えになっていません。保健師をもっと増やすか、増やすことも必要です。それと、今やるべきことは診療所を設立するほうが有効なんじゃないんですかと伺っているんですけれども、総務課長でお答えできるのであればお答えください。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

診療所の件に関しましては、申しわけございませんが、詳しい知識ございませんので、担当課のほうに任せたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） これ以上やっても多分平行線だと思いますので、ここで終わりたいと思います。しかしながら、村はもっともっとこういう情報を広く耳を広げて、目を広げて取り入れていく必要があるなと思いますよ。これをもっと使って、例えば

保健師の数を増やすとか、診療所につなげていくとか、そういう方向でやるべきだというふうに思うことを申し上げて、質疑を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 一般会計予算について質疑します。

まず、147ページの負担金補助金、これで2,700万1,000円という予算が計上されていますね。それで、この中で海外研修補助金で350万円と、それから人材育成補助金160万円、それからリフレッシュ事業1,983万7,000円と、こういうふうになっております。それから、上羽太の天道念仏踊り保存会補助金150万円と。まず、これ上から行きますと、上羽太天道念仏保存会、私も存じておりますが、150万円というかなりな多額な補助金ということで、これどういうふうな補助金なのか、まずそれを伺います。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） 後藤議員のご質疑にお答えいたします。

150万円の内訳ですが、30万円は例年どおりの30万円の補助金（不規則発言あり）例年30万円補助金を出しております。内訳としましては30万円は例年の30万円（不規則発言あり）通常30万円補助しておりましたので、次の120万円ですが、上羽太の天道念仏保存会のほうから、太鼓と浴衣、それがかなり古くなったというようなことで新しく買いかえたいというようなことで要望がございまして、その120万円は太鼓と浴衣の分の補助額でございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今よく例年だと30万円だと。今年150万円ということで、私もどういう恐らくそういった今説明のあったようなことかなと思ったら、そのとおりで、これはこれで結構でございます。

それで、次のこの海外研修、私は毎回この海外研修ということで取り上げていますが、何かよっぽど後藤は海外研修について何かあるんじゃないのかと、しつこくそう言われるかもしれませんが、この歴史をたどれば、これは中国の海外研修から始まったことで、それからタイ国に海外調査ということで、そういう経過がございまして。それで、私は中国との友好なんだと、そういう学生の交流によって、いろいろお互いの交流を通じて、国の相互理解をします。そういうことで、その趣旨というのはそういうことですね。一応、中国はいろんな問題で日本に対する中国側のいろいろなそういう反日運動とか、そして暴動まで起きたと、そういう経緯でそういう状況もあって、このタイ国にシフトしたというふうに思います。それも過去の答弁でそういうことですね。

その友好都市、そういういろんな最初の趣旨から、私はいろいろ申し上げてきましたが、単なる何か一つのもう海外研修というのはもうやってしまったから、その歴史そういうものも長年もうあるわけですよ。そうすると、ここでそういうことをやめる

というのはどうかと。一つの既得権みたくなっちゃって、その意味合いはともかくそういうことでも考えられると。それはそれなりに意味あるんでしょうけれども。しかしながら、私はその中身を見ると、どうも随行員が多過ぎるんだとか、いろんなそういう中身見ると、そういうのがあるんですよね、私、過去に指摘しましたが。果たしてそれほどいるのかと。そして、毎年毎年これは当然子どもたちだけでは行けませんから、これは旅行者の添乗員はもちろんでございます。それから、いろいろ先生方、それから役場の担当職員、これが毎年そういうふうにして。この事業が続く限りやっけていくわけでしょう。そうするとそこに我々議会議員ですら、タイ国、そういう海外視察というか、今、本当に世間の目というか、いろんなマスコミ等、我々が海外にそういう正当な研修に行ったとしても、色眼鏡で見られて、御一行さんは何かとんでもないところ行って、あれは研修じゃないだろうとか、そういうことでこれ以前は行っておりましたが、今全くそういう研修はしておりません。私は真面目にその研修目的ということに参加していろんな成果はあったと自負しておりますが、しかしながら、世の中の見目というのは殊、議員に関しては、そういうことで見るわけですよ。私は何も海外研修、それが全く意味のないとか、そういう我々議員に向けられるそういう目で同じく見ているつもりはございません。しかし、その中身の年間350万円という経費をかけて毎年行くわけですよ。そこに私は教育の機会均等から一部の人じゃなくて全員にそういうチャンスを与えてやるべきじゃないかと。それは一つの私が考えれば、修学旅行的なそういう兼ねたそういうことで一応機会を与えてやると。そういう発想はどうかというのと、なかなかそれでは多額の費用がかかってしまうからできないんだと。だから、そこにやはり選ばれる人、選ばれない人、または積極的に自分から参加したいと思う人、いろいろありますよ、それは。なかなか平等といっても、これはいろんな矛盾もあるし、決してそれが人間の能力、いろんな面で私は平等であるべき、そういう杓子定規的な考えはいたしませんけれども、しかしながら、この子どもたちのこの年代の学生においては、一つの純粋なそういう誰でもそういう参加する意思があれば参加できるんですよと、そういう機会を与えるべきだと、そういうことで申し上げてまいりました。

そこで、この次のリフレッシュ事業に1,983万7,000円という、これも計上しております。これは震災で西郷村の子どもたちがなかなかそういう屋外でそういう思い切ったあれができないと。学習やらそういう、そういうさまざまな面で子どもたちの心身を癒やすため、そういうことで始まった事業でしょう。それもこうして、これトータルすると、この両方の事業で二千数百万円の金がこれ続けている限りにおいて、経費としてこの予算のそういうことで食っていくわけですね。私はその成果、子どもたちはそれなりに喜んでおるんだろうけれども、まず、この海外研修もさることながら、このリフレッシュ事業そのものがこれからずっとこれ恒常的に実施されるのか、その辺をまずお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

さきのリフレッシュ実行委員会の中でも、3年をめどにというようなことで提案をいたしておるところでございます。ただ、3年ということですが、そのとき、このリフレッシュ事業が好評で続けたほうが良いというようなことであれば、そのときにまた検討して、別の形でできれば、そのとき検討させていただくというようなことでお答えをしております。

以上でございます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 14番、休憩したいんだけども、いいかい。

これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き議案第20号に対する質疑を続行いたします。

14番後藤功君の質疑を許します。14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） このリフレッシュ事業で、先ほど一千九百八十何万円という、私、申し上げましたが、この補助率、これ補助の関係はどうなっているか。全額補助が出ているのか、村の持ち出し幾らとか、ちょっと。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

これは震災復興特交というようなことで補助が全額なっています。職員の旅費の部分については出ないんですが、あとは全額出ております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今、全額補助が出ているということで補助が出るんなら、これは生かさないと。そしてこれ、この事業そのものが我々の同僚議員がこういうことでぜひやったらどうだということで、こういう事業をやったということ、私も覚えておりますけれども、非常にこの事業そのものが私は意味もないとかそういうことでなくて、この金額が果たして村の税金で全額賄われていたとすれば、これは非常に多額なお金ですから、その辺の今後の去就というものを私は質問したわけです。そういうことであれば納得いたします。

それで、海外研修のほうに戻りますが、これはそれなり意義はあるということは私も認めますが、繰り返し何回もこの問題については質問をしてみました。それで、実は以前に私、教育委員会の会議録を資料請求してもらったんですが、その中でちょっと問題の委員の会議の中身の中でこういうことが、これ同僚議員もちょっとお話したことがあるんですが、この事業そのものの、要は教育委員の問題ですよ。それで、こういうことがこれ議員の我々のこの存在そのものを非常に侮蔑したというか、何かそういう馬鹿にしたような発言がなされている。それによって、こういう事業がなさ

れるとすれば、これは大いに問題であると。その抜粋したことを申し上げるんですが、名前を教えていただきたいといえば、私、教えますけれども、名前は伏せておきます。いいですか。これ中身ですからね、あくまでも会議の。「もう一つ、生涯学習的なプールの位置づけについては議員さんの意見を一つだけでものむということも一つの手だとも思います」、こういうことが言われているのね。また、それでいろいろありますけれども、「全て議会サイドに決めてもらうことではないと思いますので、その価値観や目的をきちんと決めて議論していかないといけないと思います」、この教育委員会の審議の中での発言だと思います。こういういわば議会サイドを何か馬鹿にしたような、適当にえさでもくれて我々の教育委員会の決め事をスムーズに行かせるために、ちょっと一つえさでもくれてやれというような発言ですよ。これ非常に私は聞き捨てならないと。こういう発想のものと決められた教育委員会の結論というものがこういう海外研修とか学校プールの問題とかということに反映すれば、非常にこれは重大な問題だと。ここなんですよ。

これ、議会の中でも賛否両論いろいろ、いわば村長の提案するものは全てよしとする会派もあります。しかしながら、我々も議会のそういう存在そのものが共有するものであるならば、こういった村民にも選ばれない人が議会を飛び越えて愚弄したようなこういう議論の中で物事が決められたとすれば重大な問題ですよ、これは。これは事実ですよ、これ。ちゃんと会議録に載っているのを私は抜粋したわけです。だから、そういう教育委員会が一つの決めたことを、これ議会の最終的に承認がないとできませんけれども、それがベースになって全て、議会なんて何、その場で取り繕って適当にやればいいんだと。そういうことがこれ事実でしょうね、これ。我々は何なんだと。これ、ひいては全てこれ村民を馬鹿にしたことですから。教育委員そのものが私、適格性を欠くと。そして、この委員は、いいですか、このご子息だか、ご息女だか知らないけれども、西郷村役場職員に採用されていると。こういうことを言う人がですよ。何なんだと、これ。私はこれ確認します。そもそもそういう議会の愚弄したような、我々の存在そのものを馬鹿にしたような人がぬけぬけと自分の子どもは役場職員にしてもらった。これは事実です。私はそれなりにその人物は職員となる適格性は当然あったんでしょう。そのことは異議申しませんが、しかしながら、そう言っている方が、議会の侮辱したような言っている方が、自分の個人のそういう一つのものに対しては陰でそう言っているんだ、一体どういうことだと。そういうことを担当者である教育委員会はわかってやっているのか。あなたたちも我々のその議会というのを戦場に対して、非常に軽んじたそういうことをやっているんでないか、これ。この点どうですか、見解。

○議長（鈴木宏始君） どなたか答弁なさいますか。

教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 後藤議員にお答えいたします。

教育委員会の議事録をもとに今のご発言をいただいたということでありますので、そういう発言があったんだというふうに思っております。発言の本意がどういうふう

なのかはちょっと私、今すぐには思い出せませんが、議会を軽視して、あるいは議員を軽視して何か物をそういうふうで発言したということでは多分ない。ただ、言葉が記録としてそういう表現で出ているということであれば、そういうことだったのかとも思いますが、本人の意思の中には多分ですが、そういう議員がおっしゃるように議会軽視とか、何かそういうことに特に特化して申し上げている、そういうことではなかったのではないかと推測ですが、思っております。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 教育長も、それはそのとおりです、認めます、そういうことは言えないわね。しかし、これ現前と会議録におっしゃることが出ているんですよ。名前も出ている。名前はこれちょっと差し控えますが、お望みなら言ってあげますよ。そういうことなんです。

それで、この一般的にこれ議会、皆さんこれ国民全体なんです、我々も全知全能では決してございません。欠点もある、長所もある、人間ですから。だから、議員はこうあるべきだというのは認めますが、しかしながら、全てにおいて人格において、神様みたいな要求したって無理なんです。そういうことを殊さら議員に対しては、世間は議員なんか要らないんだとか、これこの後、議員削減のそういう報告があるらしいですけども。非常にこれは自分に唾するようなことであって、減をしたらですよ。そういうことが風潮がこういう一教育委員会の中で実際にそういう言葉が発せられているんですよ。何か一つ議員の言い分を聞いてやれなんて、何だ、その何様だと思っているんだと、私から言わせれば。そういう議論、繰り返しになりますが、そういう審議の中で、この海外研修においても随行員は多いほどいいとか何とかとされているんですよ。それなりに根拠はあるんでしょうけれども。しかし、そんなそういう根底にある精神の持ち主がまともなそういう真面目なそういう審議をやっているとは到底思えません。ましてその自分のそういう個人的な一つの利害を持った、または目指しているような人がこういうことを言ってんだ。はなはだ私はその公正を欠く。人間として、教育委員として、どうなのかと。それを問題にするわけです。これはいつまで言ってもご本人直接尋問してどうのこうのじゃないですから、ここで言ってもいたし方がないですけども。

しかしながら、この教育行政しかり、西郷の村政、行政のあり方しかり、そういう一つの議会というものを軽視したようなことで当たってはとんでもない話。その説明責任、この3日間、今までの議会の議員さんのいろいろな議員の中でもっと真面目に答えろとか、きちっとそれなりに深く考え抜かれたあるいは研究された、そういう答弁をしると、そういうことも一つの根底に何かないがしろにしたそういうことがあるんじゃないかと。非常にこれは、我々ももちろんそうです。双方にとって、そういうことをやはりきちっと気をつけて、まず心構えとしてやっていかなきゃないと、このように思えますよ。

それで、この問題はこの辺にしておきますが、この海外研修もどうという一つの申し

上げましたが、既得権化して一つの続けていくんだと、それなりに意義はあるんでしょうけれども、しかしながら、私もある意味ネガティブになるかもしれないけれども、職員の生涯学習だ担当課たらい回しして、毎年毎年その一つの研修は研修なんでしょうけれども、そういう一つの生徒に随行して、それが毎年そういうふうぐるぐる回って、職員だけがそういう一つの海外旅行というか、そうではないんだろうけれども。学校の先生もしかり、それから教育委員の委員でしょう。それから、わかんないです。そういう一つの生徒が当然、経費に行ける人数に対して、随員ばかりのこの経費だって大変でしょう。けちなこと言うようだけれども。

この地方の自治体は今、行政課題、最もその生活に密着したそういう需要のニーズを、知恵がないというか、そういうことをやらないで、こういう一つの教育に幾らつき込んでますとか、国際化だとか、そんなことばかり競っていますよ、これ。これは大都市とかそういう多数の生徒なり住民がいたら、そういうところやれませんよ、これ。しかしながら、片や自前の金もないくせに、地方交付税交付金で賄っている実在があんな余計なことを、余計なことと言ったら余計なこと何だかもしれないけれども、そういうことだけで一つの目玉の政策としてやったら大間違いだと。だから、それについてもこの事業そのものが私はやっぱり1回立ちどまって、そして、その原点に戻れば、教育の機会均等、これも教育長と散々一つの議論をしましたね。しかし、私はたとえその法律的に瑕疵がなくても、これはやはり西郷村の中学生諸君あるいは小学生です、学童諸君に対しては特定の人を選ばれるとか行く、そういうことじゃなくて、行くんだったら全員に機会を与えると、これが従来からの私の主張ですね。そんなことでいったら、世の中は全て平等なんかあり得ないんだと、これも確かにそのとおりです。私はその全体主義政党ではないですから、個人の能力の差も当然あります。しかしながら、誰も多感なそういう中学生諸君が心に傷を負わないような、そういうことでやはり中学生ぐらいまではみんなわいわい一つの機会にあずかって、一緒に楽しんで、そういうことをなぜできないのかと。そんな大げさな海外研修じゃなくて、一つのそれは大人の一つの既得権みたくなっちゃって、それで続けていると、このように思います。これも今年何人行く、あるいは去年何人行った、その数字をお示ください。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

中学生の参加人数であります、参加人数は20名、随員は5名であります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今、数字をお示ししてもらいました。ということは、私がこの問題でいろいろ多い少ない、随員がどうのこうのって。去年7名だったでしょう。私が言ったことで多少遠慮して5名になったのかな。参加人数が20名だからか。そういう関係もあるのかな。あんまりけちなこと言っても申しわけないんだけど、しかしながら、行政経費のいかに有効に使うという観点からいえば、これはおのずと

我々は立場として敏感にならざるを得ないんですよ。そこに甘さや何かがあるのかどうかと、そういうことも我々は点検して検証していかなきゃない。そういう立場ですから。ですから、その意義そのものはこれは教育委員会、教育長、担当課の皆さんと私はその意見が異にするでしょう。であっても、その本質において、幾らかかる、あるいは私は教育の機会均等からいったら、もっとこの予算的にまだまだいっぱい膨らんじやって、どうにもならない。どうにもならないんだったら、ここで1回やめて、皆さんのために何か参加できるような方法を考えたらどうですかということを申し上げている。その辺はどうですか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

以前もこの話ずっと議員が言われたように、質問を受けたり、答弁をさせていただいたりしてきた案件であります。平成26年度もおかげさまで今、話がありましたように、20名の子どもたちがタイに向かって初めての訪問を実現することができました。本当に感謝をしています。行ってまいりました子どもたちもその体験を通して、卒業式などまで子どもの声を聞いてみますと、本当に子どもたちがそのことを通して勉強してきたこと、これから高校行っても生かしたい、そういう力につながっているということを思って感激いたしましたし、また、ぜひそうしてほしいと思っています。

議員がずっと申されていることの中に2つありまして、1つは随行員のことです。もう一つは全員ができたなら行けないのかと、どうせやるなら行かせてやったらどうだという、そういうご意見です。

随行員のことにつきましては、今年は人数の関係でそのようになりましたが、実際には団長あるいは学校のことを一番、3校から行くものですから、知っている校長を代表して行っていただく方、それから男子の生徒、女子の生徒が行くものですから、男子の教員、女子の教員、そういうようなことを考えていきますと20人に対して5人はいかにも多いのではないかというふうに思われるところもあるのかなと思いますが、実際上はやはり安全を確保しながら、そういうことまで配慮していくとなると、異国に行くことでもありますし、そのような随行員の数、私はお願いをしまして妥当な数でというふうにお問い合わせをいたしましたつもりでございます。

さらに、今後のことではありますが、修学旅行化して行っているところもありますし、今そういうことを目指しているところも、今行っているところのほかにもちょっと出てきそうな雰囲気を持っています。西郷村もいずれはそういうことができるのであれば、1学年ごと200人ですね、生徒が、そういうところに行けるというチャンスがあれば、皆様方に子どもたちは西郷村の宝であると、こう言っていただいていますので、将来にわたって、また未来にわたって、子どもたちが地球規模で活躍する時代がもう既に来ていますし、必ず来る。そういう中であって有意義なことだと思っていますので、そういうことが本当にできるのであれば、もうぜひお願いしたいというふうに思っています。ただ、そこまでいくのにまだちょっと時間がかかるということであれば、全員という、今もそうなんです、入り口の応募のところではチャンスは全

員に与えているつもりですので、その全員に与えていることをもう少し理解していただきながら、1年生はこんなふうに、今行っている2年生はこんなふうに、3年生はこんなふうにとこのような、そういう違いをつけながら全体的に全員が行けるというようなことを過渡期に将来、修学旅行化できて全員が行けるということを目標にしながら、そういう方策も考えているところではありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。重ねて申し上げますが、何か特化して特別な子だけをやる、そういうことを最初から意図してということではありませんので、よろしく願いをしたいと思います。特に学校教育の部分においては全くそのようなことは思っておりませんし、実際実施もしていないで修学旅行等行われていることもあわせてご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 教育長も大分、最初のころよりトーンが変わってきた。私の言わんとすることが多少なりとも理解されたのかなと。私、もっと深くいえばそうなんです。要するにこれ今、学校のこれ川谷の小・中学校が非常に生徒がいなくて、廃校にして統廃合しろと、これは当然ですね。私はその情緒的には、昔から歴史ある学校を廃校するというのは非常に寂しいことであるけれども、しかしながら、運営費、その他いろんなものを考えれば、これやむを得ないと。一番の問題は、その生徒対、1人、3人、同級生がいなかったことが、これはその人の人生にとって、非常に思い出とか、友達と遊ぶ、いろんな体験において、それ体験できないですよ。それと同じなんです、私は。私の言いたいことは、例えばタイに行ったって、一部の20人の方しかそういうことが体験できないわけでしょう。そうすると、全員、物理的にできないあるかもしれないけれども、心情的にみんなあのとときタイに行ってよかったよなど。この中学生の、ああこういう、そういう思い出を全員で共有させてあげたいと。これが私の第一義的な望みなんですよ。それがわずかに特定の人だけがそういう思いをしちゃいかげなものかと。ましてその川谷小・中学校が統廃合の対象になると。そういうときは、教育長、その担当、教育関係者もこれこれこういう理由があるんだと。実は今、私が述べた、そういう同級生もいない。そして思い出も刻めない。先生は、しかしながら、いくら全校生徒が3人であっても最低1人ではないですよ。それなりの先生がいなきゃならないと。いろんなコストがある。第一義的な、私はもちろんそういう1人、同級生もいない、何の思い出もそういった意味で刻めないと、それがやはり問題なんだと。そのそういった考えであれば、なおさらその一つのそういうタイ国ならタイ国に行ったそういう思い出を皆さんが一つの共有させたらどうだと。それができないんだしたら、これは別なところに全員参加でやれるような、こういうリフレッシュ事業もあると。これも非常に皆さん喜んでいらしたと。こういったこといくらでもできるわけでしょう、国内だって。そういうことを私は申し上げている。この話はこれ、きりがございませんので、ここでもうやめますが、それで、次に移りますが、この村民プールの8億円ということでこれ、この前、全員協議会で説明を受けました。その中で管理費が4,400万円かかるんだと。これ考えてみる

と、非常に毎年そういう4,400万円が今度はもうかかるわけですね。果たしてこれは確かに村民プールができるということはおめでたい話だかもしれないけれども、その裏に隠されたこういう裏づけのそのランニングコストというのは毎年毎年4,400万円からどんどん増えていくんでしょう。その中身たる恐らくそういう規模になれば、そのプールの管理者というか、その人員の配置、これ通年でやると。温水プールだと。その辺の管理する人数、それから具体的な管理費のこういった大ざっぱなことの計画、その辺のちょっと説明をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

今の管理の人件費というようなことで、これは概算でございますが、監視員主任、主任は1人詰めなくちゃならないというようなことで（不規則発言あり）これは今現在そのプールの運営に関して、委託を（不規則発言あり）まだ決定ではありません。プール完成までにそういうふうな委託にするのか、あとは指定管理にするのかというようなことで完成までには決定してやっていきたいなと思っておるんですが、これ委託した場合の金額で現在ランニングコストというようなことで、先日、予算説明会の中でも約4,400万円というようなことでお答えしたところなんですが、委託した場合ですが、プールの監視としましては全員で6名を考えております。事務室にいる方、あとはプールの中で監視員が5名というようなことで、6名の監視員ということで、現在今のところはそういったことで考えております。これがまたいろいろ協議とか検討して、また数字が変わっていく可能性もございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今説明ありましたけれども、委託した場合とか、直で役場職員を配置するとか、いろんなまだ決まっていないと。その概算で4,400万円がかかるんだと。これは新たな村の財政にとっては、これはもう負担ですね。事業そのものは抜きにして、それが現前とこれからかかってくるわけだと。私はもういろんなプールに関しては申し上げてきました。ちょっと大風呂敷なようなことも言いました。しかし、この一番、金も、じゃ、裏づけは、これはもう補助金は受けられませんから。箱物8億円はこれ全部国庫の補助で建設されると。それはそれなんですわ。

今ほとんどの自治体が苦しんでいるのは、みんな補助金で建物は建てるんです。その維持管理でみんな苦しんでいると、実は。あんな例えば20億円、30億円の建物建てても、実際はあまり使われなかったり、しかしながら、一旦それを建設したら維持管理は当自治体が持つんだと。それにみんな苦しんでいるんですよね。これ予算、税収が潤沢な時代ならいざ知らず、これからはますますこの少子高齢化で人口が減ってくる。もう西郷村だって、これ恐らく消滅自治体、増田寛也知事がレポート出しましたが、その中に西郷村は入っていないと思うんだけど。しかしながら、東京さえもやがてはもうこれ機能しなくなると言われている。にわかには信じがたいけれども。しかしながら、確実にこの人口はもう1億人を割って、2070年のときは

8,000万人台だと。そういったことを考えると、あまり大風呂敷を広げて、そういう施設をつくってもいかなものかと。

それは私も大きいことは考えることは好きなんです、そういう現実を見ると、これはよっぽど一つのその考えて慎重にやらないといかんのでないか。これはもう予算化されてなっているし、いたし方がない。しかし、その運営においては細心の注意を払い、無駄のない、どういうふうな委託にしる、この議会で西郷観光について指定管理の問題について、これ解決していませんが、ずさんなことがあって、そういう出ているでしょう。またもやそういう、例えば指定管理制度取り入れて、またずさんな経営をされると。これあっちこっちでそういうのがどんどん出てくりゃしないかと心配ですよ。

そして、それとは別に私は同じところへまた地震で崩れたところに建設するんだと。これ、私、大反対していますけれども。こういうことも果たしてきちっとそういう将来のこと、あるいは地理的な、どこが果たしてベターなのかと。西郷全体のそういう東西南北考えた場合、どこ、そして交通の利便性はどうなんだと。どうもその辺がないがしろにされて、かたくなにここと言ったらここだと。そういうことが柔軟のない一つの佐藤村政の最たるものだと、私は思います。それで、これは動かないもう事実でしょう。しかし、地震や災害、そして、これはもう既にこれは起こって崩壊して、地すべりの的というか、壊れたわけですから。いったいこれからの安全について、地盤調査なり、それだけのこの前の説明では5,000万円をかけて、くいを打ち込めば大丈夫だと。それはそれとしても、そういういわくつきの土地にあえてそれだけ我々の意見を申し上げても、それを強行するからにはそれだけの保障の体制、あるいは担保する覚悟が持っているのかとか、それをお聞かせください。あとで私らは責任ないなんて言って困りますからね。こういう議会の場で、絶対大丈夫ですとか、そういうの言ってくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 後藤議員のご質疑にお答えいたします。

今回、プールにつきましては、建設課のほうに委託工事という形で建設課のほうで設計をさせていただいております。私どものほうのその設計についてなんです、私どものほうは場所的にはあそこありきで設計をさせていただいておりますので、あの場所につきましては（不規則発言あり）いや、私のほうはあの場所につくるということの設計をさせていただいておるといような状況でございます。まずはあの場所につきましては、建物計画を平面的なものを押さえまして、その場所に地質調査のほうをやっております。それで、地質調査に基づきまして、その基礎の工法等について検討させていただいております。今現在はセメントミルク工法という形で設計のほうを進めさせていただいております。このセメントミルクというのは、実際にそのオーガというドリルで穴をあけまして、その基礎の岩盤までの硬さ、岩盤までの位置を確認しまして、杭ですね、これPHC杭という形で、高強度のプレストレストコンクリート杭というやつなんです、そちらのほうを入れまして、セメントミルクで固めるよ

うな工法でございます。建物につきましては、日本建築学会のその指針に基づきまして計算されるものでございまして、建物自体の安全につきましては、計算に基づきまして答えが出たものについて決定されるという形でございますので、安全性について特に問題はないと思っております。

以上でございます。（不規則発言あり）通常一般的にその建物の構造につきましても、全て数値計算で行っておるものなんですよ。（不規則発言あり）建築設計につきましても、専門のその構造を専門に計算（不規則発言あり）。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 2人でしゃべっているから、どっち、主役は俺だからね。今、課長から安全なんだと。これ、この安全という言葉もこれほど日本人にもう信頼性がないということ、これ、この原発事故で証明していますね。原子力発電所は絶対安全なんですということをこれ40年、50年前言ってきたんですよ。それを我々も信用してきた。だから、今、課長が言っていることはこれは信用なんないんです。恐らく今から40年後は生きていないから、そういう無責任なこと言える。私も従来はそういう考えだった。日本の科学者精鋭を集めた土木学会あるいは原子力の専門家、絶対大丈夫だと。そして、その地元の人ら、これ、あめにしゃぶりついたんです。原発ができれば幾らこれ交付金がおけるんだ、大変な経済効果だと。いまだに日本の福島以外はそうでしょう、あれ。鹿児島島の川内原発にしろ、敦賀、向こう、その首長連中はみんな、いや、人の命はどうでもいいんだ。いかにこの村や町に交付金がおきて、原発からむしり取れと。全然今そういう議論でしょう、どこ行っただって。肝心なその地元の住民もそうだ。旅館やっている人たち、いや、作業員が来るからもうそんな安全もくそもねえわいなと。いざとなつて、この福島の事故みたいになって、いや、とんでもない話だと。みんな我が身にかかるとそうなんです。あとは人ごと、これ福島の我々の原発みんな人ごとですから。痛くもかゆくもない。安倍総理もしょっちゅう来ますけれども、ある週刊誌は安倍総理あんまり地元の人あんまり来たって何になるんだと。ただいっぱい、私は心配しています、アリバイづくりですよ、私からいうと。肝心な原発そのものの安全性は一体どうなんですかと。今、原子炉のその抜け落ちたと言われる核燃料がどうなっている、それすらもわからない。それを近づけたら、30分以内か数分以内にみんな死んでしまうと言っている。こういう状況の中で、またまた原子力行政が進めると。これはっきり申し上げて、核兵器の問題なんです。科学者みたいなこと言うかもしれないけれども、日本がプルトニウムというのを貯蔵しておると。二百何十トンあるんです。これ中国に対抗するために日本の原発が稼働して、そういうことがないと、このプルトニウムを貯蔵しておけないんですよ。だから、政府はあるいはそういう人らは、まずその核兵器製造するためのそういう担保するため、これは原発はなくせないと。これも国家戦略的には私も理解できます。しかしながら、我々は身近に迫ったそういう健康被害を直面していますから、死んだら国家戦略も何もならないということで、これ言っているわけです。しかし、政府自民党をはじめ、そういういろんな人は実ははっきり申し上げます、私。これ苦情来るかもわか

んないけれども。一面ではそういうのがあるんだよ。なぜ原発破棄できないんだというのには実はそういう、私も雑誌で見ました。なるほどなど。

○議長（鈴木宏始君） 14番、お説ごもつともで、私も理解はするんですが、議案第20号に、お願いします。

○14番（後藤 功君） ついでながら、わかりました。そういうことで、それでしたが、このプールの問題も安全だ安全だ、そういう一つのデータでやっているけれども、私どもはそんなものは信用できないと。ですから、そういうことじゃなくて、もともと地盤が安定しているところに建設したらどうですかということ、素朴なことでしょう。それすらもかたくなに、これ村長はやろう、いやいや、俺は議員の過半数押さえたから大丈夫だという論理でこれやるんでしょ。もともと反対していたのが手上げるのはおかしいんですよ、これは。安全性をそんなに言うんなら。誰が村民に批判を受けようが、そんなの関係ないんだと。だめなものはだめなんですよ。これはその辺にしておきます。これは平行線ですから、私もこれ時間がない。そういうことで、申し上げておきます。もう時間、私ちょっと時間がないから、この辺で質疑終わります。答弁だけ。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第20号「平成27年度西郷村一般会計予算」に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第2、議案第21号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第21号「平成27年度西郷村墓地特別会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。  
よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第22号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 次に、日程第3、議案第22号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第22号「平成27年度西郷村国民健康保険特別会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。  
よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第23号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 次に、日程第4、議案第23号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第23号「平成27年度西郷村公共下水道事業特別会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。  
よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第24号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 次に、日程第5、議案第24号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第24号「平成27年度西郷村農業集落排水事業特別会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第6、議案第25号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第25号「平成27年度西郷村介護保険事業特別会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第7、議案第26号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第7、議案第26号「平成27年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第8、議案第27号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第27号「平成27年度西郷村水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の

挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第9、議案第28号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第28号「平成27年度西郷村工業用水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第10、議案第38号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第38号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第11、発委第1号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発委第1号「西郷村議会委員会条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第12、西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会委員長報告であります。

委員長の報告を求めます。

12番上田秀人君。

○西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会委員長（上田秀人君） 西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会委員長報告を行います。

平成25年9月25日、平成25年第3回西郷村議会定例会において、西郷村が実施する除染業務委託に関する事項の検査を行うため、地方自治法第98条及び第100条の規定に基づき、西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会を設置し、平成27年2月19日に西郷村議会会議規則第77条の規定に基づき報告書を提出いたしました。

ご承知のとおり、地方自治法の規定により、100条の調査権は国会の国政調査権と同様の権能を有するもので、必要によって関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることができるものであります。

当委員会は、平成25年9月25日から15回にわたって開催し、この間、証人尋問を3日間にわたり行い、9人の方に出頭していただきました。その結果を踏まえ、問題点を洗い出し改善意見を付してご報告申し上げるものであります。

お手元に配付しております調査報告書に沿って、報告をいたします。

まず、調査報告書では、I、調査の経緯等からIX、調査の結果及び意見まで順次記載しております。その中で、調査報告書で重要な部分を占めております、IIの調査項目からご報告をいたします。

今回、特別委員会で調査を進めるに当たり、項目を6つに絞りました。

5ページをごらんください。ローマ数字の3でございます。1番から読み上げます。

1、本事業の除染が、環境省の除染関係ガイドラインや西郷村の除染計画との整合性の調査、除染マニュアルに沿った適正な除染作業であったか。

2、本事業を進める上で、担当する村職員などが職員規律などに従って、適正な事務を行っていたか。

3、本事業による今後の西郷村内の住宅除染に及ぼす影響等はどのようなものがあるか。

4、その他、村民の信頼を回復するために必要な事項。

5、エルナー東北株式会社の除染の経過。

6、除染対策事業平成24年度施工グランドエクシブ那須除染業務委託（第1工区）の入札について。

以上の6項目でございます。

それぞれの調査結果及び内容につきましては、調査報告書15ページから18ページまでに記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続いて、15ページをごらんください。

VIIIの調査経過及び内容でございます。

今回の調査の重要なもののみ述べたいと思っております。

最初に、調査項目の1番でございますが、本事業の除染が、環境省の除染関係ガイドラインや西郷村の除染計画との整合性の調査、除染マニュアルに従った適正な除染作業であったか、西郷村除染実施計画（第1版、第2版及び第3版）による、民間施設であるゴルフ場の除染の評価優先度は2であり、それに対し、生活道路が評価優先度3、公共施設・公園等は評価優先度が4、さらに住宅・宅地は評価優先度が4とあります。

この順序からすると、当然住宅地の除染を先に実施しなければなりません。

村民が望む住宅の除染について、議会は再三再四早期実施を促してきたにもかかわらず、村長は村民の住宅・宅地よりも優先して平成24年9月25日、グランドエクシブ那須第1工区の入札を施行しました。その後、次々と入札を施行し、第4工区の入札は平成25年5月8日であり、発注総額は6億円を超え、さらにその直後、除染を終えた跡地はメガソーラー用地として転用され、太陽光パネルが設置され発電を開始したわけです。

これらの除染については、伐採・伐倒から伐根、そして大量の土砂を動かし宅地造成工事と見まがうばかりのものであります。調査を進めていくにつれ、これらの除染を優先して実施する正当な理由が見つかりませんでした。

調査項目の5番ですが、エルナー東北株式会社の除染経過でございます。

グランディ那須白河の除染については、ここに書いてございますようにあれこれと理屈をつけて除染をした経過がございます。しかし、エルナー東北株式会社の除染はストレートで「企業から太陽光パネルを設置したいから除染をしてくれという依頼があったから除染をした」という証言には驚きました。これはガイドラインと村の除染計画を全く無視した村民に対する裏切り行為であります。

調査項目の6番でございますが、除染対策事業平成24年度施工グランドエクシブ那須除染業務委託（第1工区）の入札についてであります。

ここに書いてあるとおりであります。書くのにも憤るような初歩的なミス、しかも気づかないまま数千万円にも及ぶ金額が発注されていることに驚きました。また、設計内容についてもここに書いてございますように極めて不自然な設計の変更がされて、説明を求めてもわからない、そんないいかげんな発注がされていたわけでございます。

最後に、IX番の調査結果及び意見でございます。

要点のみ申し上げて終わりたいと思います。

今回の特別委員会による調査は、前述の6つの項目に絞って調査を進めてきた。中でも1つ目の除染ガイドラインや除染計画書に沿って事業が進めたかを中心にして調査をしたが、提出された書類のみでは解明できない部分が多くあり、証人や説明員の出席を求め疑義の解明に当たった。

調査経過については既に述べたところであるが、設計書の作成から発注、契約の締結、施工管理、完了検査とあらゆる面においても不備があったと言わざるを得ない。これらの除染事業を進めるに当たって最終決断はもちろん村長であり、協議の記録が残されていないのも、全て村長の指示のもとで行われたものである。

除染にかかわる経費は、西郷村で500億円にも上る莫大な金額であり、村の年間予算を数倍上回る金額の事業をわずか3年で完了しなければならないという、職員にとっても相当厳しい事業であることは間違いない。

しかしながら、これらの事業を一つ一つ確実に丁寧にこなしていくのが職員である。職員一人一人が組織で果たす役割を自覚をし、向上心を持って仕事に取り組み、また上司は忙しい中にも指導・助言を徹底し職員を育て村民の期待に応えていただきたい。

公僕としての職員は仕事を進める上での迷いはあるのが当然である。迷ったときの判断基準は、「どちらを選んだら村民がより幸せになるか」である。それ以外にない。

役場内事業担当課全般に言えることであるが、事業等の完了検査を担当課長が実施するのではなく、専門検査員を設置をし完了検査に当たることとすれば、緊張感を持った検査が実施することができ、今までにない高品質の事業成果が期待される。

最後に、村長はこれらに投じられる巨費が日本国民の血税、すなわち村民が納付した税を含まれていることを肝に銘じ、そして今回の特別委員会が設置された経緯については、みずから招いたことと猛省し、全村民に対する説明責任と管理責任を明確に果たしていただくことを願うものであります。

以上、報告といたします。

○議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ここで、これより午後3時45分まで休憩いたします。

（午後3時25分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時44分）

○議長（鈴木宏始君） ここで、時間延長についておはかりをしたいと思いますけれども、本日の会議時間は、午後5時までとなっておりますが、2時間延長したいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認め、本日の会議時間を午後7時といたしますので、ご了解ください。

休憩前に西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会の委員長報告が終わったところでございます。そこで、委員長の報告に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、本件は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、おはかりいたします。

西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会による調査の件は、以上をもって終了したいと思います。

これに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会による調査の件は、終了することに決定しました。

◎西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第13、西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会委員長報告であります。

委員長の報告を求めます。

10番白岩征治君。

○議員定数適正化検討特別委員長(白岩征治君) 10番、議員定数適正化検討特別委員会委員長報告をいたします。

平成26年9月26日、平成26年第3回西郷村議会定例会において議員を取り巻く世論や財政問題、また近隣自治体における議員定数削減等の実施に鑑み、西郷村の適正な議員定数について本村議会において適正な議員定数を早急に検討することが必要という同意のもとに、地方自治法第98条の規定に基づき、西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会を設置いたしました。調査、研究、検討を行ってまいりました。

平成27年3月6日、西郷村議会会議規則第77条の規定に基づき、西郷村議員定数適正化検討特別委員会の結果、報告を提出をいたしました。

当委員会は、平成26年9月26日から延べ11回にわたって委員会を開催し、検討を進めてまいりました。その結果を踏まえ、ご報告を申し上げます。お手元に配付しております調査報告書に沿って報告をいたします。

まず、調査報告では、1、設立の経緯等から6の調査の結果及び意見までに順次記載をしております。

1番、設立の経緯等から2番、特別委員会の概要、3番の調査事項につきましては、既に皆さんがご存じのとおりであります。4番、委員会の開催状況でございますが、先ほど申し上げたとおり11回の特別委員会を開催し、検討を進めてまいりました委員会審議の概要は記載のとおりであります。

経過及び内容でございますが、5ページをごらんいただきたいと思います。

委員会として調査すべき事項を5段に分け、調査検討をいたしました。第1段階の議員定数に関する資料の検討と調査研究から第5段階の西郷村議会の適正議員数まででございます。

調査の結果及び意見でございますが、会議を進めるに当たり、現行の18名を基準に、定数の現状維持、定数の削減、定数の条件につき削減、改選後の議会において検討を確約、現議員の解散というさまざまな意見を検討し、最終的な委員会の方向性としては、定数の削減をすることが適当であろうという意見が多数でありました。

そういった意見を最終的に2つに取りまとめました。これは6ページに記載のとおり、第1案と第2案として条件なども含めたものであります。2つの案より委員会としてどちらが適正な定数であるかを挙手により採決をとり、その結果、第1案が挙手多数で採決されたわけでございます。

採決の結果、第2案が否決されたことにより、4番藤田節夫委員から少数意見を留保し、出席委員12番上田秀人委員1名の賛成を得て成立をいたしました。

決定した第1案について概要をご説明いたします。

まず、第1に西郷村議会の議員定数を2名削減し、16名とします。施行時期は平成27年改選時からでございます。次に、議委員定数削減によって生じた予算は、新たに制定する西郷村子育て支援及び高齢者福祉推進基金（案）に全額積み立てし、本基金の運用は目的税に準じ、使途を制限するとともに西郷村子育て支援及び高齢者福祉推進基金条例（案）の趣旨に沿った運用を図り、議会の意思を反映させるよう村長に要望するものとします。

次に、議会内に西郷村福祉の推進に関する調査特別委員会を設置し、西郷村子育て支援及び高齢者福祉推進基金条例（案）の積み立ての運用は、本委員会の議決を尊重し、執行することを村長に要望をするものといたします。

次に、村長には昔からいわれる議会と執行部は車の両輪のとおり、議会と歩調を合わせ、給与や退職金の減額をみずから図って村民の多様な要望に応じていくとともに、村民としても西郷村の財政再建を協働していく姿勢を打ち出すことを委員会報告書に含めるものとするという内容でございます。

これら委員会の決定事項により、この後、議会議員の定数削減する条例改正案、西郷村子育て支援及び高齢者福祉推進基金条例（案）、西郷村福祉推進に関する調査特別委員会設置に関する発議を提案する予定であります。

最後に、報告書の結びを朗読をして委員長の報告を終わります。

現在、地方自治制度は、住民の意向反映の方法として省庁の2つの代表機関が設定されており、このうち、議会に対して多くの問題が指摘されている中で、住民からは議会は本当に必要なのか、議会は何の役に立つのかなどという我々にとって辛辣なまことに厳しい言葉が寄せられております。

我々は選挙を経て選ばれた住民の代表であるといえども、この問いに答えずに存在意義を示すことはできず、改革は必至であるとの結論に至りました。このための取り組みとし、議会として改革が何ができるかと考えた場合、まず最初に議員定数は適正なのかということでありました。そこで、西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会を立ち上げ、前述のとおり2名削減が現在として適正な定数であるとの結論に達しました。

今後、人口急減、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かし、自立的で持続的な社会を創生できることを目的とし、まち・ひと・しごと創生本部が設立されました。これらは地域に住む人々がみずから地域の未来に希望を持ち、個性豊かな潤いのある生活を送ることができるよう各自治体みずからが将来の成長、発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取り組みを末長く進めていく必要があるものであります。そのためには、議会と執行部が車の両輪となって推進していくことが重要であることから、議会において策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることも重要であります。

また、村長は議会と歩調を合わせ、給与や退職金の減額をみずから身を切る改革を図り、村民とともに西郷村の財政再建のため、協働していく姿勢を強く打ち出していくよう要望をいたします。

今後、地方議会に対する役割は期待されると考えるところでありますが、その役割を真摯に受けとめ、さらなる議会改革に取り組み、村民のための村づくりに執行部とともに精進する所存であることを明記して委員長報告といたします。

○議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

本件については、4番藤田節夫君から会議規則第76条第2項の規定によって少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番、西郷村議会定数適正化検討特別委員会について少数意見を述べたいと思います。

意見の趣旨、西郷村は面積が192キロ平方メートルと広く、村としての人口も全国で3番目に多く、今後も人口の増加が見込まれている中で、私は特別委員会の中で定数の現状維持を提案してきました。多くの委員が述べているように、もし削減するようになれば、多くの村民の声が議会に反映されなくなります。

また、強力な行財政の権限を持つ首長の監視、チェック機能を弱めることになり、財政的な理由で削減するのであれば、議員定数を減らさず、議員報酬を削減して

今年度予定される改正については、現状維持で臨むべきです。定数適正化問題は、次回の選挙によって選ばれた議員によって時間をかけて議論をするべきだと思います。

また、財政難を言うならば、まず村長みずから先頭に立って村長報酬の削減や退職金の削減、廃止などを実行して村民や議会の理解を得ることが先決だと思います。

以上、少数意見として留保していただくことを委員長にお願いをしました。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 少数意見の報告が終了しました。

次に、委員長の報告に対する質疑を許します。

14番後藤功君。（不規則発言あり）ちょっと待って。委員長報告。（不規則発言あり）14番の発言、許可しましたので。

（「議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 議事進行について、3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 議事進行いたします。

議員必携に載っているとおりなんですけど、委員会終了後の処置ということで、委員長報告に対する質疑は審査の経過と結果に対する疑義にとどめ、付託された議案に対し提出者に引き継ぎすることはできないとなっておりますので、よろしく願いいたします。

#### ◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後4時01分）

#### ◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後4時03分）

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。（不規則発言あり）

ただいまの議事進行については、委員会報告書の提出という欄に、項目に記載されております今3番議員がおっしゃったように委員長報告に対する質疑は審査の経過と結果に対する疑義にとどめ、付託された議案に対し、提出者に質疑することはできないというふうなことの確認でございました。（不規則発言あり）今の委員会の中の委員については、（不規則発言あり）委員会の委員については、議員は自己の所属する委員会の委員長報告については質疑をしないことが望ましいということで、今までの委員会の中の委員についてはこのようなことです。（不規則発言あり）だから、委員長の報告に対する（不規則発言あり）質疑を許していますよ、こっちは。

14番後藤功君。失礼、（不規則発言あり）はいオーケーです。

○14番（後藤 功君） 14番、議員適正委員会の委員長にお聞きします。

この委員会の定数条例委員会ですね、これは突然何の前ぶれもなく、この経過わかりますが、こういう定数削減の委員会を設置したと。私はこれはおかしいと、そういうことで辞任して委員会にはメンバーには入っていません。そういうことでお聞きしますが、ただいまの南館議員の発言、議員のその発言というのを封じるような、全く

会議規則だか何だか持ち出して、突然、今までそういうことも全くなかったくせに、この異議質疑を更正する重要なこういうこととして、発言させないなどとんでもない話だとまず言うておきます。

それで、委員長に伺いますが、私はこの一連の西郷議会のここ今年の、去年からの動きのこと見ますと、百条委員会ははじめ2回設置された。あるいは室井議員が告発者となって除染業務に対する告発状を出したと、そういう経緯がございます。その中でいわゆる百条委員会の我々メンバー、あるいは村長に対する一連のそういうことで反村長派と世間では我々は言われていると。そういった議員に対して一連の執行部には意趣返しみたいな、この際自分に反対する議員を一掃しちまえ、そういうことが私はひしひしと感じられる。

この中で、いろいろともっともらしいことを言っていますが、実はそういうことが第一にあると。私は議員の、これ18名いますが、その中でいろんな意見、多様な意見があつて当然なんですよ、これは。私の意見ばかりが正しいとかそういうことはありません。いろんな意見を議会の場でぶつけ合つて、そしてよりよい結論に結びつくと、そういうことでこの議会というのは成り立っています。その根幹であるそういう民主主義の、住民の代表としてそういうことで18名と、これ以前に矢吹議員が動議で突然4名減らすと、何の前ぶれもなく、過去にそういうことがあります。そして当時の議長である佐藤富男議員がこんなばかな話あるかということで、議長を辞任した経緯があるんです。そして、そのときもさんざんいろいろ議会がもめた。そういう経緯がございます。

そして、これが佐藤村政になって2度目の議員削減策、はなはだ私は議会の議員を何たることだと思つているんだと、自分に反対する勢力を、これ村長が提案したわけじゃないですけども、しかしながら、主たるこの今回の議員削減に賛成する諸君はみんな村長寄つてである八汐会議員、違つた議員もおりますけれども。しかし一連のこの政治の状況の流れから推察すると、これはもう執行部の意思も入っているし、野党といわれるそういう反対派の議員をこの際一掃しちまえと、それが第1に考えられる。

それと同時に、ここでいろいろ矛盾したことを言っていますね。この趣旨の設立の経緯とか、行政をチェックしてそれを民意に沿つたものになっているのかを検証する立場からと。この議員を削減するという立場の人たちがそんなに行政をチェックしているんですか、今回の議会を見てもこの人たちが何を言ったんですか。全然チェックしていないじゃないですか、これ。質疑もしない、そして執行部の出されたのはみんな異議なく手をあげる。これは私らの考えだからいいんだと言うかもしれない。その本分とするその行政を執行機関をチェックするという作業、何をやっているんだ。何もやっていないじゃないですか。それから、この百条委員会、議会設立したというその委員会にも入らず、その設置することに反対したじゃないですか。我々がいなかったらどうなるんだ、この西郷村議会というのは。ただ執行部の言うがままに唯々諾々と追認機関じゃないですか、これ。これこそが私は一掃されるべきじゃないかと、このように思いますよ。何を根拠にこんなことやって。

私は、はっきり申し上げて間近に迫ったこの選挙に向けて、村民の間で議員なんかなくしまえ、要らねえんだと、多すぎる、多すぎると、そういう安直な考え方の人、あるいは執行部に佐藤村政に賛成する側に立った人たちが声高に議員なんて要らないと。しかし、その陰で、その人たちは行政と癒着していろんなことを恩恵を受けているでしょ、利害関係で。これが現状ですよ。

申し上げます、白岩委員長に申し上げますが、あなたは殊さら議員削減が行政経費を削減するんだと言っていますが、じゃ、お聞きします。ここに私、調べたことがあります。役場職員あるいは西白河広域市町村組合、そこに職員が西郷村で一体何人採用されているんだ。調べると、15名が職員として入っている。それで、当の白岩議員のご息も何か入る予定だと、わからないですよ、それは。そして、虫笠地区から何人いるんだと、2名だと、消防署。それから役場職員が何名もいると。

私がかねがね、これ私だけじゃない、いろんな村民の間からあの虫笠地区の部落で一体この西郷村の行政機関あるいは消防士に、そういったこと何名いるんだと。あんなわずか20軒だかなんかわからないけれども、異常に多いと、職員の方ですね。一体何なんだと。それはそれなりの個人の能力とかそういうところがあるからなんだろうと素直に受け取ればそうなんです、しかしながら、異常な数があるそこに集中している。そして、それがみんなその縁戚関係で固められている。それは世間の者は人間ですから、いろんなねたみ根性とかいろんなそういう要素からそれはご指摘することもわかります。

しかしながら、そういうことをさておいて、片や、片一方ではそのかくれ行政経費がどうのこうの云々言っておきながら、自分の身内だけそういうの行政機関に入れてるんじゃないですか。そして議員削減だ、何を言っている。村民の皆さんは私が聞くのには、この議員定数削減なんて、それは村長派の連中が言っているんだと、野党をつぶすために、村長に刃向かう者を一掃するためにやっているんですよ、私たちが望んでいるのは役場職員が多すぎるとか、それから嘱託、パート、人事職員、この前、私が資料請求しましたら、300名になんなんとする数がこれ働いているんじゃないですか。そういうことには一切指摘もしない、何もしない。当たり前ですよ、自分のそういう身内の者が入り込んでいるんだ、当然です。

ですから、私は今回のこの議員削減というのはみんな茶番劇であり、それに賛同したもの、あるいは積極的にやった。なんですか、この前の打ち合わせなんて、私がそれをやります、公約です。みんな選挙のでしょ、これ。そんなその選挙を意識した、選挙向けのね、そんなことで軽々しく一議員が1期4年、間もなく8月で任期を終える人間がわずかの時間でそういう勝手にそういうことで、党利党略とかがありますが、私利私欲のためにいたずらにそういうことをもてあそんでんじゃないか。もっともらしいことを、財政が厳しい折、財政が厳しい折、とんでもないですよ。今までこれご指摘してきた村のいろんなそのいっぱいあるでしょ、削るところが。そういうものは全部この与党議員、特に八汐会は目をつぶって、何一つ指摘しない、とんでもない話だ。これは私一人じゃない、村民が怒りを持ってこういうことを断罪しなければなら

ないと、このように思いますよ。

その点について、まず委員長、あなたのそういうご子息だか何だか知らないけれども、そういうものをさておいて、関係ないって言われるかもしれないけれども、しかしながら、片やそういうことを陰でわかんないところではやっていて、そして議員のその身分というそういう適正化だなんて、私はむしろまだ少ないくらいだと思いますよ。行政をチェックして正しい方向に、やはりある一定の数がなきゃならないんですよ、今これ執行部の皆さんの方が多くでしょ、これ。逆転してしまっている。チェックというのは二重、三重、四重にするべきですよ。議員1人削減して、今400万円、2人されたら800万円、そしてそのいろんな村長を給与削減してほうがいい。

じゃ、聞きます。この間の皆さんは村長給与を30%削減したやつを戻したじゃないですか、それもさかのぼって村民の皆さんは怒っていますよ、何なんだ。そういうことをぬけぬけと議員提案として、この真船議員が提案して、数を頼んでこれ通したでしょ、そういうことをやっておきながら片や今度は議員削減だ、いや、財政が厳しいから。何を言っているんだと。こういう村民をまさにばかにした、愚弄したことを数を頼んでこれやろうとしている。そして、この8月すぐに直近に控えた選挙に間に合わせてやると。拙速もいいところですよ。普通はこの周知期間というのがあって、そこである一定の周知期間を置いて慎重に運ぶというのが筋でしょ。それをもうすぐに始める。そして、まずはその議員の新人議員がないからとか、とんでもない、新人議員を、新しい議会議員を志す人ってすごく門を閉ざしたことですよ、これ。ハードルを高くして。今、ついでながら言いますが、西郷村の議会構成はどうですか。政党所属、いや私も政党所属じゃなくなっちゃったから、もうそういうふうに関係ないです。

しかしながら、政党所属、それからいろんな各種団体、野球クラブだ、消防だと、そういうバックグラウンドを持った人間しかこれから出てこれられないですよ。広く、一匹オオカミで何のそういう徒手空拳の人は絶対出られないような仕組みになっちゃうでしょ、これ、いくら志が高くても。一つの政治議員バッジをつけて、西郷村の名刺として、それだけが目的の人がいるかもしれない。しかし、やはりこの政治に世の中をこうすればいいという、そういう素直な気持ちの人が出られないということが起きてくるんです。こういったことを、なぜこういう拙速な時間の中に決めるんだと。

私は非常にこの問題は茶番劇もいい、いかがわしい、そして私利私欲、自分が次の選挙に有利なように図る何ものでもないでしょ、これ。選挙人に俺が議員定数削減したんだ。それを言うためにやっているんでしょ、これ。また本当は反対なんだけれども、内心は。住民に、いやあれは議員定数削減反対だとかって言われるのがおっかなくて言わないと、これもまことに私は情けない。それは住民がその人の4年間、あるいはいろんなことを鑑みて決断することなんです。それをまずその門前払いするような、そういう制度をつくっちゃう。何なんですかこれ。

そして、ただいまその委員長報告に対して質疑をする、それすらも今度は質疑をさせないような、そういう輩がいると、とんでもない話。そんなことふだんチェックす

るべきもチェックしないで、そんな人の、村民が本当の議論を望んでいるところを数の力で制圧する。これは本当に西郷村にとっては、もう民主主義の危機、西郷村がだめになる、そういう重要なことですので、まず委員長にはその辺からどういう動機、ここに書いてありますが、私は非常に疑わしいことだと思います。その辺ご説明お願いします。

○議長（鈴木宏始君） 委員長、10番白岩征治君。

○議員定数適正化検討特別委員長（白岩征治君） 後藤議員にお答えいたします。

まず1つ目に、私はこの定数削減については平成23年にここにいられる方、立候補した方、選挙公約で削減をする、当選した暁には削減をするというような公約をした方もおります。そしてまた、村民からもいろんな声が出されまして、ほかの市町村が定数削減をやっているのに西郷はやらないのかというような、そういう意見も出されておりました。

そういう中で我々は議員として村民から負託されて、ここの議員に立っているわけでございますので、いつも後藤議員も言っているように村民の声を反映させなくてはならないということが、我々議員に対しての大きな責務だと私は考えております。そういう意味で私は今回、先ほど矢吹議員の定数削減のことを出されましたが、ああいうふうな動議的なもので出されるのではなくて、私はこの件については、やはりまずこの西郷村の人口、それから面積、それから今の地方自治体の状況を踏まえながら、やはりみんなで検討しなくてはならないだろうという観点から議員定数適正化検討委員会を設立したわけでございます。これは9月26日に、後藤議員もおわかりかと思いますが、そのときに後藤議員はそれは反対されましたけれども、賛成多数であれば成立いたしました。

そういう中で、私は過半数議決の原則ということがあります。地方自治法第116条、会議の議題になった案件の可否を決めることは半数より多い数で決めることをいう。半数を超える賛成であればそれは全体の意思がみなす原則であるというような規則があります。ですから、私も先ほど百条委員会、誰も入らないと言われましたけれども、私は百条委員会に入りまして副委員長もやりました。そういうわけで、私は決してそういう曖昧なことでものをやっているわけでもございませんし、きちっとそれには会議規則に乗ってちゃんと私も委員会で決まったものに対しては、私は反対はしなかったです。それは後藤議員もご理解していることだと思います。

そういう中で、やはりこの、じゃ、18名が本当に西郷村が適正な人数なのか、委員なのか（不規則発言あり）いや適正なのか、それか、じゃ、ふやしたほうがいいのか、それから減らしたほうがいいのかというために特別委員会を設置して皆様のご意見を聞きたいために、ただ一方的に動議を出してやるという、そういう無謀なことはしてはおかしくなるという観点から、私はこのような提案をさせていただいた次第ですので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、先ほど家の孫のことかもしれませんけれども、消防署に入っているのはどうだというような意見が出た、これは大変私にとって、孫に対して本当に申しわけ

ないと。私は決して（不規則発言あり）それは消防士（不規則発言あり）いや、それとこれは別です。（不規則発言あり）それは別でしょ、それとこれはね。（不規則発言あり）それとこれは別です。人事案件については、私らは何もわかりません。孫が一生懸命勉強しているのにそういうところまでつけ込むということは大変私は侮辱しているのではないかなと（不規則発言あり）いやいや、第3の関係、全然（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 14番、委員長報告をまず聞いてください。

○議員定数適正化検討特別委員長（白岩征治君） そういうことでございますので、それはご理解をさせていただきたいと思います。それから、我々地方議員は二元代表制でございます。（不規則発言あり）議員内閣制ではございませんので、やはりその野党とか与党とかというものは、私はそんな気持ちは、おくにもございません。やはり通称与党議員というのは、やっぱり村長を支持した人が通称与党議員と（不規則発言あり）いやいや後藤議員がそれ言ったから今、それについて私は答弁しているだけの話でね、その辺はあたまにこないで、あれしてください、ちょっと聞いてください。それではあれになんないですから、ここは議論の場ですから、やはり冷静に物事をやっていただきたいと思いますので、そういうことでございますので、ご理解を賜りたいなとこんなふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番、委員長ね、答えになっていないんですよね。ですから議員削減、適当かどうかというのは誰が決めるんですか、これ。主観的に当事者である議員が適当とか不適当とかの、これ決めないで何かのこの諮問機関を設置してもらって、そこで第三者がこれは衆議院だって何だってそうでしょ。何人削減して、人口比で不均衡だから何ぼ減らしなさい、議員みずからのことは、これは当事者というのはだめなんですよ、そういう思惑でね、自分に有利なように、世論を背景にするとか、いろんなことがなっちゃうんです。

だから客観的なそういうことがないから誰が適当にと、そういう諮問機関なりにそういうことをやってもらって、そういうことがある程度結論が出たんなら、また、それだって怪しいですから。一方に偏ったような人が出てくれば当然そういう答申するし。私が言いたいのは、物すごくこれ拙速なんです。少なくとも4年間かけて、次のじゃ、平成27年の選挙で実施すると、その4年後にそういう周知期間、普通は裁判所で何か決めた、いろんなそのあったって、すぐにやらないですよ。ある程度そういう、今、村のいろんなそういう志している人、今度議員定数、あれ、あつという間に何だ減らしたんだと。そういう、そんな政治を志す人に対しては、今回のこういう、これ採決まだしていないですけれども、狭き門にしちゃった。

それで今いろんなその、私は述べましたが、確たる委員長のそういう、じゃ、なぜそれだけのその確たる理由があるんだと、それすらも何か曖昧であると。私が申し上げたように、これは選挙向けの単なるパフォーマンス、俺たちが減らしたんだと、またある議員に言わせると八汐会にその実、取られちゃうから、いやこれはある程度、

やらなきゃいけないんだと言うしかない。これなんかも非常に真面目な議論じゃないと。

結果は、私は従いますけれどもね、民主主義でね。しかしながら、本来その私は全員が100%神様みたいな本当に理想の人は求めてはおらん、無理です。世の中8・2の法則というのがあって、2割の人がしっかりしていれば8の人がいいかげんであっても世の中は回るんですよ、何でも。マグロだって1匹のあれがキロ幾らで100キロだったら100キロの値段はつけますが、私もこれ生産関係、商売わかるけれども、歩どまりというのがある。歩どまりは骨、血合い肉、頭、それを取って本当に食べられる肉は何ぼ、その割合を歩どまりというんです。

世の中というのは全部無駄という、無駄なように見えて無駄ではないんです。何でもかんでも私、1期上の非の打ちどころがないような人材を言っているのではないんです。ある一定のそういう法則からいえば、そういう数がいないと非常にいびつな構造になって、結果的に、特にこの議論の場ですから、3人で5人で何できるんですか。中島村で8人でやっているけれども、これなんか円卓テーブルで毛布をかぶって、その中で手を出してこうやっぺなといったら5人いたら決まっちゃうでしょ、これ。ある一定の数がないとできないです。

私は、そういう理屈以前に1つのある一定の人がいないとだめ、この役場の職員の皆さんだって2、3人にこれ、カバーできますか。ああだこうだいろんな矢のように飛んでくる質問、皆さん1つの専門部署でこうして、それなりに人がいたからこそ組織として、組織のそういう便宜から言ったら、極端に少ない組織ではだめなんです。西郷村この2万に及ぶ、その自治体からいったら18人は多すぎる、そういう議論はじゃないんです。矢吹町に合わせるかとか、何ですかそれ、近隣がどうの。関係ないでしょそんなの、（不規則発言あり）いや言ったでしょ、近隣自治体がどうのこの、（不規則発言あり）だからあなたはそういう私が今聞いていることに対して、非常になるほどなというそういう考えがないんです。

ただその何となく、この辺で議員定数もやって選挙でちょっとアピールしよう、そうすると八汐会のほうに必ず書くんですよ。私らが議員定数削減したと。（不規則発言あり）だから、何でもそうでしょ、どこそこ行ってきた、その政策として村長は何を反映しているんですか。どこ行ってきて見てきた、写真ばかりいっぱい載せて。後藤がひとり吠えて反対したんだ。構いませんけれども、私は当然それなりの私の理屈は村民に知らせる。だから今回の議員定数削減の趣旨、あるいはここにうたわれている、全部茶番劇で全然西郷村民も納得するものではないということをおきます。その辺どうですか。

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番、議事進行ですが、委員長に対する質疑やられましたけれども、私個人の議員活動、また広報活動、考え方についてもご批判ありました。それはそれで私は議員ですから、甘んじて受けます。何言われても私は私なりの信念で

やっていますから、結構です。ただ、白岩議員のお孫さんのことを議会で言っただけはならないです。ちゃんと勉強して試験を受けて入ったんでしょ、これは政争の具にしてはならないです。これは議事録から省いてください。それでないとい生お孫さんのためになりませんから、議長これ後藤議員にもお願いします。このお孫さんの消防署入ったということだけは、これは議事録から省いていただきたいと、私はお願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後4時36分）

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。これよりもうちょっとあれなんで、午後5時まで休憩いたします。

（午後4時39分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後5時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会委員長報告を続行いたします。

ただ、ここで14番後藤功君が通院のため退席いたしました。

これに関して、先ほど15番佐藤富男君より議長に対する議事進行発言がございましたが、14番の発言中、取り消すほうがいいのではないかというふうな議事進行発言でしたが、そういうわけでご本人が退席されましたので、これは議長預かりということで、今定例会の3月31日までの間に、ご本人にもう一度確認をしながらご本人のご意思を確かめたいということでご了解願いたいと思います。

それでは、委員長の報告に対する質疑、ほかにごございませんか。

9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 9番、西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会委員長、白岩議員に質疑いたします。

今、委員長報告によると第1段から第5段のこのような方向性というか、示されております。それで、第1段階の近隣自治体を対象に比較検討を行ったということですが、どこどこを調査検討したのかお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 委員長、10番白岩征治君。

○議員定数適正化検討特別委員長（白岩征治君） 小林議員にお答えいたします。

この委員会でどこどこを調査したのかということでございますが、これは近隣市町村のデータを調べながら調査をいたしました。それについてご報告を申し上げたいと思います。

周辺の状況でございますが、白河市が議員定数が26名でありまして、人口が6万2,914人ございます。面積としては305.30平方キロメートルということでございます。矢吹町が定数16名でございます。これは人口が1万7,967人、面

積としては60.37平方キロメートル。棚倉14名、面積、あとについては省略させていただきます。それから石川が14名、埴町が14名、古殿町が12名、矢祭町が10名、下郷町が12名、矢吹町が10名、中島が8名、隣の栃木県的那須町2万6,717名の人口で16名ということで、それらを勘案しながら委員の皆さんは、これによって委員会で参考にしたと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 私もこれ委員長、白河市は市ですので、私は町村についてちょっと調べてみました。福島県全域です。西郷村は今これ法定定数は22名、条例定数18名ということですが、上限はそれであれしないということで、西郷村は1万9,000、2万に近く、9,800。議員1人当たり1,100人ですね、18人でね。それから泉崎村は人口6,621人、そして662人、そして議員定数は10人、そして662人で議員1人ですね。それから矢吹町はこれ西郷村より以前は2,000人も、人口多かったですね、今は2,000人も西郷村より人口減ってきているんですよ。だからこれね、今、計算しますと1万7千、人口が978人、それで16名ということですが、1人当たりの議員数は1,122人でありませぬ、こういうのは西郷村は今、どんどんふえていますので、追いついていったのかなと思います。あと会津下郷村は6,122人。（不規則発言あり）下郷町だ、町は7,053人、そしてこれ12名、588人に議員1人です。

それから、天栄村は六千百いくらで612人に議員は10人。浅川町は572人に議員定数は12人ですね。棚倉町は1,034人、そしてこれ議員定数は14人、1万4,470ですか、埴町は9,521人、そして議員定数は14人、680人に1人。矢祭町は7,053人に議員は12人ですね。1人当たり588人。それから那須町は2万6,020人、これは多いですね1,627人に16人ということです。桑折町、福島ですが、1万3,411人に議員定数14人、958人に議員1人、国見町9,612人、14人、687人に1人。こういう状態でずっと、西郷村ね、私が思うには議員定数削減じゃなくて、ずっとあれしたら今2名くらいふやすのが当然じゃないかと思う。私はそのように思っています。だから、議員定数削減ということは議会のそれ、村民の村政の負託に応えることが本当に弱くなっちゃうんです。

いろいろ私も議員やらせてもらって、いろいろの地域のいろんな行政要望、みんなやってきました。うるさいぐらいに本当に執行部にはいろいろやってもらったりしていますけれども、そういうことで議員定数減らしたら、本当にこれから西郷村いろいろな方面において、そういうようなほかの自治体に比べればいろいろ恵まれているわけですから、だって減らすなんてことがちょっとおかしいんですよ。そういうようなあれで私は思うんですけども、だから削減には私反対ですよ。委員長どうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 委員長、10番白岩征治君。

○議員定数適正化検討特別委員長（白岩征治君） 10番、大変詳細に私も全部こう調べておいたんですけども、これはあくまでも私が決めた問題ではなくて、委員会の中

で決定したものでございまして、私がどうのこうのというようなことは申し上げられません、あくまでも委員会の中で決定したものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 私もまだまだこれ、まだまだあるんだけど、いろいろ本当に、合併したのは会津何ですかこれ、合併した南会津町ですか、そういうこと、1万6,516、918人に1人の議員おられますね、そういうふうないろいろなあれから、検討して絶対西郷村はこれから発展、私が思うにはやっぱり村長がプラスのほうにハンドルを切って、西郷村をもっと豊かなように持っていくのなら、本当にこれは全く委員会の方に議員を減らすというのはマイナス志向だから、これね。財政が苦しいんだったら村長の給与だのこれ5%でね、私も昨日だか削減だか見たら5%というのは、これどのくらいなるのかと思ったら、報酬24万で1万2,000円になるんですよ。22万8,000円かな。一応そのカット分とかなんとか5%の1万2,000円。これ村長はじめ役場の職員、正職員なんか150なんですか、そういうふうによく5%削減したら2千何百万で、議員2人減らすなんていって800万くらいですからね、まだまだだから改革なんていうのなら議員の2人や4人減らしたってどうにも追いつかないんですよ。そういうふうなあれで私は減らすべきではないと。

そして第2段階の調査によるとメリット、デメリットの部分の意見を出したって、メリットだデメリットは委員長、何なんですかこれは。

○議長（鈴木宏始君） 10番白岩征治君。

○議員定数適正化検討特別委員長（白岩征治君） 小林議員にお答えいたします。

メリット、デメリットというのは、長所、短所とっていいのかわか、いいものと悪いほう、それを議員に皆さん一人一人に聞いて、それを集計しながら今回の委員会の参考にしながらやったと思います。ご理解賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 私は理解しません、ご理解あったって。この特別委員会、ご苦労さまです。みんな議員なんだからもっとプラス志向のこのことを委員の方、考えればいいんだよ、マイナスのことばかり考えないで。私はそう思うんだよ。こんなわかり切った、そんな条例だかわかり切ったようなことばかりの計算じゃなくて、デメリット、メリットなんだのメリットのほうをどんどん白岩委員長はじめ、もうこの執行部に提案してそのようにやっていくのが我々議員の役目なんだよね。本当にね。

私もいろいろ提案はしてきているけれども、今の村長、なかなかいろいろ財政だか何だかわからないけれどもね、なかなか小林重夫の提言、なかなか聞いてもらえない。そんなふうな、あるように私は思うんですよ、いろいろね。だから皆さんからそういうふうないろいろそういうような八汐会だのいろいろ、そういう力強いとか何とか何とかグループとかあるんだから、いろいろ提言して、西郷村がもっと議員削減よりももっと西郷村の財政、税収多くしてそういうふうな方向で委員長は、俺はやってもらいたいと思うんだよな。

みんなの意見がこうだからなんて、そんなマイナスなことじゃなくてプラスに行かなくちゃだめなんだ。私はそういう信念持っています。これ、私はあれだよ、こういう特別委員会つくるって、こういう議員を削減するというそういうふうなあれがありありだったから、だから議員として私は思いというかそういうものを皆さんにはそのようにやっぱりみんなにやってもらいたいという要望はしますけれども、とにかく各委員会の意見を集約、適性な議員定数の方向性における議論、各意見を踏まえ、なぜ現状維持なのか、削減なのか等の質疑応答を行い、適正な議員定数の方向性を議論したというようなことが書かれています。私はさっきも言ったように2議席、人口からだのいろいろいって、2議席ふやすべきだろうと、そう思っています。

だから、第4段階で方向性の議論を集約というようなことで出ていますが、私は西郷村の現状からいって方向性は削減すべきではないと、このように思います。ですから、第4段階とか第5段階は、適性なやっぱり議員定数は現状18名で削減するべきではないというような私は強い思いを持っています。だから、今こういうふうなことをいろいろ審議したんでしょうが、私はやっぱり委員会の皆さん、議員のみんなに全てやっぱり西郷村は豊かになるようなプラス志向で、議員、こんな小さな議員定数2人削減する、財政復興だ、ああだのって言ってなくて、そういうふうな大きな希望を持ってやってもらいたいなど、それが議員の使命なんだと私は思っています。委員長どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 委員長、10番白岩征治君。

○議員定数適正化検討特別委員長（白岩征治君） 大変本当にお話ですけども、小林君も一応特別委員会に指名されましたよね。それでそういう意見があったんならやはり委員会に出て、堂々と議論してもらえばよかったんですよ。それがやっぱりそのときにはまだ定数削減しようとも何もしていないです。ゼロベースから行こうとってその適正委員会をつくったわけですから、だからこれからもやはりそういうふうな特別委員会とかなんか設置した場合はやっぱり率先して入って、やっぱり議論をしっかりしていただきたいと、やっぱりそのために特別委員会をつくるわけですから、本会議でやるよりは特別委員会で決めたほうがいろんな意見も出るし、なかなかこの本会議だとやはりどうしても言いたいこともなかなか言えないところもあるものですから、これからもやはりできるだけ協力していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 9番議員に申し上げますけれども、今質疑なんで、討論ではないということだけご理解ください。

○9番（小林重夫君） 私も今委員長に言われましたけれども、でも委員長はじめそういうふうな人汐会とかいろいろ、そういうようなことから私はこれはやっぱりだめなのかなと思ったものですから。でもやっぱり議員として言うことは言わせてもらいますけれども、そういうことであります。ご理解のほど。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 反対討論を行います。

議員定数問題は、地方自治法の二元代表制を踏まえ、村民の代表である議会が村長に対する監視機能と村民の立場に立った政策形成力を高めるという観点から考えることが重要である。今回の議員定数削減の提案はこうした考えや具体的な制度提起がなく、単に議員を削減するという提案で結果的に議会への監視機能と政策提言力を弱める結果となった村長にとっては都合のいい提案であるが、議会としてはみずからの役割と弱める結果となるものである。それによって、私は反対するものであります。

○議長（鈴木宏始君） 賛成討論はございませんか。

3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 賛成討論を行います。

今回、議員定数適正化検討特別委員会、先ほど委員長から報告がありましたとおり平成26年から開いておりますが、これまでに11回開催してまいりました。そこで、議員一人一人からさまざまな考えや思いが出ました。いろいろ討議もしてまいりました。また、村民は議員定数をどう思っているのかアンケート調査も行いました。

その結果としては、20代から80代の男女200人弱でしたけれども、村民に協力をしていただきました。その中身といたしましては、増員したほうがいい、現状維持でいい、削減したほうがいい、わからないの4つに分かれました。その中で一番多かったのは削減したほうがいいが84%でした。この結果を見ても、一部ではありますが村民の声です。無視することはできません。また、先ほども報告があったとおり、県内の各市町村でも削減しているところがあります。

このようなことから、今回の提出議案に対して賛成の立場から申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 反対討論ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり決定いたしました。

#### ◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで、ただいまの委員長報告に伴い、委員長より発委第2号、15番佐藤富男君より発議第1号、第2号が提出されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

よって、発委第2号、発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、それぞれ追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として直ちに議題とすることは可決されました。  
資料を配付いたします。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩します。

(午後5時21分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後5時23分)

○議長(鈴木宏始君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

◎追加議案の上程(発委第2号、発議第1号及び発議第2号)

○議長(鈴木宏始君) 職員に発委及び議案を朗読させます。議会事務局長。

(事務局長、議案書により朗読)

○議長(鈴木宏始君) 発委及び発議の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長(鈴木宏始君) 次に、追加日程第1発委第2号に対する趣旨説明を求めます。

西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会委員長、白岩征治君。

○議員定数適正化検討特別委員長(白岩征治君) 10番、それでは西郷村議員定数を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会委員長の発議で条例の一部を改正するものでございます。

西郷村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び西郷村議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出の理由でございますが、西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会報告に基づき本条例を改正しようとするものであります。

西郷村の議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

西郷村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例(平成14年西郷村条例第15号)の一部を次のように改正する。

本文中、18人を16人とする。

附則1、この条例は平成27年4月1日以降、初めての期日を告示される一般選挙から施行する。

以上であります。

○議長(鈴木宏始君) 発委第2号の趣旨説明が終わりました。

次に、追加日程第2、発議第1号及び追加日程第3、発議第2号に対する趣旨説明

を求めます。

15番佐藤富男君。

- 15番（佐藤富男君） 15番、それでは発議第1号についての趣旨説明並びに議員条例の内容についてご説明を申し上げます。

今回、提出いたします条例案につきましては、名称を西郷村子育て支援及び高齢者福祉推進基金条例でございます。

上記の議案を別紙のとおり西郷村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出の理由につきましては、西郷村民が総ぐるみで子育て支援と高齢者の生活支援を行うために実施する事業の経費に充当することを目的とした基金を設置するため、本条例を制定しようとするものであり、賛成議員と連署の上、提出いたします。

裏面をお願いいたします。

西郷村子育て支援及び高齢者福祉推進基金条例。

設置の目的。第1条、西郷村の子育て支援及び高齢者の生活支援に関する事業の資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、西郷村子育て支援及び高齢者福祉基金（以下「基金」という）を設置する。

積み立てについてですが、第2条、基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳出予算の定めるところによる。

管理、第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

収益の処理、第4条、基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

処分、第5条、村長は第1条に定める目的または特別の財政事情のため、必要があると認めるときは、一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができる。

委任、第6条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は村長が定める。

附則、この条例は、公布の日から施行するということで、この基金条例につきましては制定されて施行された後は村長のほうに全て委ねられることとなります。

次に、発議第2号についてご説明申し上げます。

西郷村福祉の推進に関する調査特別委員会の設置の件でございます。

上記の議案を西郷村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

名称、西郷村福祉の推進に関する調査特別委員会。

設置の根拠、本調査は、地方自治法第112条及び西郷村村議会委員会条例第3条の規定による。

定数、委員は正副議長を除く議員15人以内で構成する。

目的及び調査事項、西郷村の子育て支援及び高齢者生活支援等に関する事業執行に必要と認める事項の調査研究、検討を進める。

調査機関及び閉会中調査、調査機関は現議会の任期とし、閉会中も調査を行うものとする。

提出の理由、西郷村の子育て支援及び高齢者の生活支援を行うための事業を議会として調査検討するため、調査特別委員会を設置しようとするものであります。

なお、今回の特別委員会には、特別に経費は計上しておりませんので、ご了解を賜ります。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 趣旨説明が終わりました。

◎発委第2号に対する質疑、討論、採決

それでは、追加日程第1、発委第2号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

発委第2号「西郷村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、おはかりいたします。

西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会による調査の件は、以上をもって終了したいと思います。

これに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会による調査の件は終了することに決定いたしました。

◎発議第1号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、追加日程第2、発議第1号に対する質疑を許します。

17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 提出者である佐藤富男議員に2、3お伺いしたいと思います。

1点目ですが、何度か議員提案で条例を制定したりしてきました。ですが、全然その取り入れられていないという経過がある中で、今回基金条例ということは執行者側で提案するのが条例であると思うんですが、あえて議会で再度このような条例を出す

ということは、何かせっぱ詰まったものがあるのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私たちは、議会議員、私も本音からすれば、本当に定数はふえても減らしたくないのが本音であります。議員にとって選挙洗礼を受けるということは本当に地方公務員、職員と違って、4年に1回、本当に身を削られる思いで選挙戦を勝ち抜いて、戦ってくるわけですから、本当に厳しい定数削減だと思えますし、また賛成した議員おのおの全員もやはりそういった意味では削減賛成したものの、やはり選挙戦厳しいものがあると思って認識していると思えます。私自身も本当に厳しい気持ちであります。

そういう中で、これだけやっぱり厳しい中で、議員がみずから身を切って、そして財政的なものを含め、そしてまたそういった財政再建、そして高齢者、子育て、そういうものについて、こういった覚悟があるよと、覚悟を示すために私は今回議員定数削減に、推進に入ったわけでございます。そういう意味でせつかくこういった全議員も、賛成した全議員も私と同じようにやはり子育て、高齢者福祉に対する気持ちは同じだと思います。

ですから、せつかく私たちが身を切って生じたいいわゆる議員報酬については、できるならば村長にもご理解をいただいて、この基金に全額積み立てていただいて、そして私たち議員が常日ごろの議員活動の中で住民の方々からいわゆる子どもを持つお母さん方、高齢者のおじいさん、おばあさんからこういったことをしてほしいということがたくさんあると思うんです。そういうものをこの議会の特別委員会の中で議論をして、そして調査をして、それを村長のほうに何とかこういったお金に使ってもらえないかというふうな、いわゆる提案をしたいということで、その原資となるものを何とかこの基金に入れてもらいたいというのが要望でございます。ただあくまでもこれは村長の執行権の問題なので、我々がどうこう言えません。ただ、我々は基金条例だけはつくっておきたい、地方自治法の96条のいわゆる議決権は議会にありますから、そういう意味で上程したものでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 再度、提出者にお伺いしたいと思います。

このような基金条例を出す前に、今ほど提出者が言うように執行権は村長にあるということも理解の上で基金条例が出てきていると、そういう中でどちらかという村長に親しい中の八汐会の会長である白岩征治さんが賛成者に入っているということで、事前に村長のほうにお伺いを立ててあるのかどうか、お話し合いを持っているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 本来であれば、村長と正副委員長で村長にお伺いして、こういったことでやるから、ぜひお願いしたいということで、お願いすることが一番ベスト

なんでしょうけれども、議員もお察しのとおりこういう立場なことですから、とりあえず委員長にお任せして、あとはなるようにしかなりませんから、あとは村長のほうにこのことを我々の意思を、やはりこれだけの身を切る決意を酌んでいただいて、そしてぜひともやっぱり村長には我々の意に沿った方向に持って行っていただければという期待を持っております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 今、提出者のほうから、こういう立場ですからという話でした。事前に一般質問のときに生涯学習からの予算で、私は名指しで野党である大石スポーツ少年団本部長だからスポーツ少年団の予算は蹴られたらろうと、私は決して野党とは思っていないと、相手が思うかもしれないけれども、俺は決してそうは思っていないと。ましてスポーツ少年団の予算は蹴られたんじゃないで、チームが少なくなったからああいう予算になったということで理解しているわけでありまして。ですから、提出者も村長と両輪のごとくということなんで、何か質疑のときに出たから、何かこうお話し合いでもしたのかなという観点と、あと副委員長は、深い話はしたくないけれども、何かどっちかというとお話ししやすい人なのかなと思ったからお伺いしました。

それで、最後の第5条なんですけれども、ちょっとやわい部分がありますよね、基金は村長が全部処分をして構わないんだということで、やわい部分もあると、なかなか基金条例の中の条例案にしてはやわいところがあるような感じもするんですが、この辺も真心なのかなという観点の中で質疑を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村長には村長の政治姿勢、信念、そういうものがあるでしょうし、また私は私の政治信念、また考え方もあります。そういう中で、ただ行き着くところは村民の幸せ、福祉の向上だと思っております。そういう意味で、私は白岩委員長がこの提案書に賛成、署名をしていただいておりますから、これは十分その辺は村長もご理解をして、いい方向になってくれるだろうというふうな気持ちになっておりますので、ご了解賜ります。また、第5条につきましては、これは一般的ないわゆる財政事情、例えば急施を要する問題があったり、そういう場合に自由に原資を使えるようにという、その柔軟性を持った条文と思っております。ですので、問題ないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第1号「西郷村子育て支援及び高齢者福祉推進基金条例」、本案に対する賛成

議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 次に、追加日程第3、発議第2号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第2号「西郷村福祉の推進に関する調査特別委員会の設置の件」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎特別委員会委員の選任

○議長(鈴木宏始君) 引き続き特別委員会委員の選任を行います。

おはかりします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第4条第4項の規定によって議長が会議にはかって指名することとなっております。

特別委員会の人数については、15人以内ということでございますので、委員は正副議長を除く議員15人をもって委員としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認め、委員は正副議長を除く15人と決定しました。

続いて、委員長、副委員長を選任し、議長まで報告願います。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩します。

(午後5時45分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後5時56分)

○議長(鈴木宏始君) ただいま休憩中に特別委員会を開催し、その結果について議長に報告をいただきました。

協議の結果について報告をいたします。委員長に15番佐藤富男君、副委員長に10番白岩征治君と決定しましたので、報告します。

それでは、委員長、副委員長になられた両君が同席しておりますので、挨拶をいた

だきます。

15番佐藤富男君。

- 15番（佐藤富男君） 先ほどの協議の中で、全会一致で委員長をやれということでご指名いただきました。ありがとうございます。未熟ですが、また先の見えないというか手探りのような状況の中の特別委員会でございますが、私としても精一杯、今任期中、8月までですが、できることを探して、そしてどのようなことができるか探して頑張りたいと思います。

そして、実際にこの基金条例ができましたが、これは平成、今年の27年8月の村議会議員選挙が終わった後のときから、一応基金に議員の報酬2名分、積み立てていくかどうかにつきましても、これは村長サイドの決定なものですから、その状況をみながら、この特別委員会が本格的に活動するのは次回の選挙で選ばれた方々の特別委員会だと思います。ただ、その間にお金がなくても何がなくてもできることがあれば精一杯、任期中に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

- 議長（鈴木宏始君） 次に、10番白岩征治君。

- 10番（白岩征治君） 10番、先ほど委員会で副委員長という重責を仰せつかりました。これから委員長を中心にしっかりと委員長の補佐役として努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げて、挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（鈴木宏始君） 挨拶が終わりました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（鈴木宏始君） 次に、日程第14、請願・陳情に対する委員長報告であります。

請願第1号、陳情第1号及び陳情第2号に対する委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会副委員長、11番矢吹利夫君。

- 産業建設常任委員会副委員長（矢吹利夫君） 11番、副委員長の矢吹ですが、委員長にかわりまして、産業建設常任委員会委員長審査報告いたします。

本定例会において産業建設常任委員会に付託されました請願1件及び陳情1件につきましては、3月2日、本会議終了後、第2会議室におきまして、委員全員出席のもと委員会を開催し、内容を審査したところであります。

厳正なる審査の結果、まず請願第1号「JAグループの自己改革の実現に向けた請願」につきましては、採択すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

また、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出の陳情について」につきましても採択すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

以上、委員長報告といたします。

- 議長（鈴木宏始君） 文教厚生常任委員会委員長、藤田節夫君。4番 藤田節夫君。

- 文教厚生常任委員長（藤田節夫君） 4番、文教厚生常任委員会委員長審査報告いたします。

本定例会において文教厚生常任委員会に付託されました陳情1件につきましては、3月2日、本会議終了後、第2会議室におきまして委員全員出席のもと委員会を開催し、内容を審査したところであります。

厳正なる審査の結果、陳情第2号「西郷村の第6期介護保険事業に関する陳情書（要望書）」につきましては、採択すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

以上、委員長報告といたします。

○議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を一括して行います。

質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なし認め、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

請願第1号、陳情第1号及び陳情第2号の3件を一括して採決します。

3件に対する委員長報告は、いずれも採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、3件はいずれも採択することに決定しました。

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで、産業建設常任委員会委員長より発議第3号、発議第4号が追加提案されました。

これを日程に追加し、追加日程第4、追加日程第5として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

発議を配付します。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後6時03分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午後6時05分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加日程の一括上程（発議第3号及び発議第4号）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました発議2件につきましては、日程第14の次に追加日程第4、発議第3号及び追加日程第5、発議第4号とします。

おはかりします。

追加提案されました発議第3号及び発議第4号は、ただいま採択されました請願・陳情に伴う意見書提出の議案でありますので、提案理由の説明を省略し、一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認め、一括して議題といたします。

◎発議第3号及び発議第4号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 発議第3号及び発議第4号に対する質疑並びに討論につきましても省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認め、これより採決します。

発議第3号及び発議第4号の2件を一括して採決します。

2議案は原案のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、2議案はいずれも原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） 次に、ここで12番上田秀人君より発議第5号が提案されました。

これを日程に追加し、直ちに議案を上程することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩します。

（午後6時06分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午後6時08分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま、発議者を12番上田秀人君と申し上げましたが、4番藤田節夫君であります。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩します。

（午後6時08分）

◎再開の宣告

（午後6時08分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

◎追加日程の上程(発議第5号)

○議長(鈴木宏始君) それでは、追加提案されました発議1件につきましては、追加日程第5の次に追加日程第6、発議第5号とし、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

職員に議案を朗読させます。

議会議務局長。

(事務局長、議案書により朗読)

○議長(鈴木宏始君) 発議の朗読が終わりました。

次に、発議第5号に対する趣旨説明を求めます。

4番藤田節夫君。

○4番(藤田節夫君) 4番、発議の趣旨説明を行いたいと思います。

東京電力福島第一原子力発電所事故による営業損害賠償の継続を求める意見書。

東京電力福島第一原子力発電所事故から4年が経過しました。しかし、廃炉に向けた作業はトラブルが続き、依然として福島県民の不安は解消されていない。そのような中、経済産業省資源エネルギー庁と東京電力は平成26年12月25日、避難指示区域外事業者に対しては、(事故)相当の因果関係がないと東京電力が判断すれば、営業損害賠償を平成27年2月で打ち切ると一方的な案を示しましたが、大きな批判を受け、営業損害賠償の平成27年2月での打ち切りを見送ることとしました。

しかしながら、原子力発電所事故に伴う営業損害の終期の判断については、中間指針第二次追補において「基本的には被害者が従来と同じまたは同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的である」とされており、また、風評被害に対しても中間指針において「客観的な統計データ等を参照しつつ取引数量、価格の状況、具体的な買い控え等の発生状況、当該商品またはサービスの特性等を勘案し、個々の事情に応じて合理的に判断することが適当である」と示した上で、その終期については一律に示すことは困難であるとしている。

現在も、原発事故現場は高濃度放射線のために核燃料がどのような状況にあるのかさえもつかめず、事故の収束にはほど遠い状況にあることから、廃炉に向けた作業は長時間困難を伴うものとなることは十分に想定され、一定期間風評被害が継続することは明らかです。

よって、地方自治法第99条の規定により以下の意見を提出します。

一方的に損害賠償を終了するという方針を示した「素案」を撤回し、個々の事業者が従来と同様の営業活動を営むことが可能になるまで、実態に見合った損害賠償を引き続き継続することを強く求める。

平成27年3月17日。内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、経済産業大臣、宮沢洋一様。

福島県西郷村議会。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 発議第5号の趣旨説明が終わりました。

◎発議第5号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第5号「東京電力福島第一原子力発電所事故による営業損害賠償の継続を求める意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第15から日程第18までの各常任委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務調査の件を議題とします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により所管事務及び所掌事務調査について、閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎議案第14号及び議案第15号について

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第19、議案第14号及び日程第20、議案第15号については調査事項がございますので、調査が終了次第、会議を開催することとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

本会議日程については、後日通知いたします。

◎延会の宣告

○議長（鈴木宏始君） ここでおはかりします。

本日の会議はこれで延会としたいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

ご苦労さまでした。

(午後6時16分)

